ドローン登録システム
操作マニュアル

本人手続き編

国土交通省

マニュアル目次(1/3)

アカウントの開設
1. ドローン情報基盤システムの利用規約に同意する
2. アカウントの開設に必要な情報を入力する
3. 入力した情報を確認してアカウントを開設する

アカウント情報の変更
1. ドローン情報基盤システムにログインする
2. アカウントの情報を変更する
3. 入力した情報を確認して変更を確定する

本人確認の方法
1. 本人確認の方法について（個人）
2. 本人確認の方法について（法人）

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法
1. パソコンで申請し、ICカードリーダーで読み取る
2. パソコンで申請し、スマートフォンで読み取る
3. スマートフォンで申請し、スマートフォンで読み取る

マイナンバーカードによる本人確認の流れ
1. 概要
2. ICカードリーダライタ　（パソコンで申請／認証をする場合）
3. QRコード　（パソコンで申請し、スマートフォン認証する場合）
4. スマートフォンで申請／認証する場合

eKYCによる本人確認の流れ
1. パソコンで申請し、スマートフォンで認証する場合
2. スマートフォンで申請／認証する場合

gBizIDによる本人確認の流れ
1. パソコンで申請し、スマートフォンで認証する場合
2. スマートフォンで申請／認証する場合

書類郵送による本人確認の流れ
1. 書類郵送による本人確認の流れ

機体の新規登録
1. 新規登録に進む
2. 本人確認を行う
3. 所有者情報を入力する
4. 機体情報を入力する
5. 使用者情報を入力する
6. 所有者・機体・使用者情報を確認する
7. 到達確認をする

国土交通省

マニュアル目次(2/3)

手数料の納付
1. 申請した手続きの一覧を開く
2. 手数料を納付する

登録記号の確認
a. 申請状況の詳細画面で確認する
    1. 申請した手続きの一覧を開く
    2. 登録記号・登録情報を確認する
b. 所有機体情報の詳細画面で確認する
    1. 所有機体の一覧を開く
    2. 登録記号・登録情報を確認する

申請状況の確認・取消・取下げ
1. 申請中の手続きの一覧を開く
2. 申請状況と内容を確認する
3. 申請の取消・取下げをする

再申請
1. 申請した手続きの一覧を開く
2. 再申請する申請手続きを選ぶ
3. 申請内容を確認・修正する
4. 再申請する
5. 到達確認をする

所有者情報の確認・変更
1. 所有機体の一覧を開く
2. 所有者情報を確認する
3. 所有者情報を変更する機体を選択する
4. 所有者情報を変更する
5. 変更内容を確認して変更届出をする
6. 到達確認をする

機体と使用者情報の確認・変更
1. 所有機体の一覧を開く
2. 所有機体を確認する
3. 機体・使用者情報を変更する機体を選択する
4. 機体情報を変更する
5. 使用者情報を変更する
6. 変更内容を確認して変更届出をする
7. 到達確認をする

有効期間の更新
1. 所有機体の一覧を開く
2. 有効期間を更新する機体を選択する
3. 本人確認を行う
4. 機体の所有者情報を入力する
5. 登録情報を確認して更新申請する
6. 到達確認をする

国土交通省

マニュアル目次(3/3)

登録機体の削除
1. 所有機体の一覧を開く
2. 登録を削除（抹消）する機体を選択する
3. 登録を削除（抹消）する理由を入力する
4. 内容を確認して登録を削除（抹消）する
5. 到達確認をする

所有機体の譲渡
1. 所有機体の一覧を開く
2. 譲渡する機体を選択する
3. 機体受取人の情報を入力する
4. 機体受取人の情報を確認して申請する
5. 機体の受け取りに必要なパスワードを確認する

譲渡された機体の受け取り
1. 機体を受け取るためのパスワードを入力する
2. 譲渡された機体を確認する
3. 本人確認を行う
4. 機体の所有者情報を入力する
5. 機体の使用者情報を入力する
6. 入力した情報を確認して受け取りの申請をする
7. 到達確認をする

代理人への新規登録の依頼
1. 代理人設定用のパスワードを発行する
2. パスワードを確認して必要な情報と共に代理人へ伝える

代理人への新規登録以外の手続きの依頼
1. 所有機体の一覧を開く
2. 代理人に手続きを依頼する機体を選択する
3. 手続きを依頼するためのパスワードを発行する
4. パスワードを確認して必要な情報と共に代理人へ伝える

代理人への依頼の解除
1. 手続きを依頼中の機体の一覧を開く
2. 依頼を解除する機体を選択する
3. 解除用のパスワードを発行する
4. パスワード認証画面を開く
5. 解除用のパスワードを入力して認証する
6. 代理人への依頼を解除する
7. 到達確認をする

国土交通省

はじめに

- 無人航空機を飛行させる前に、所有している無人航空機の所有者情報、機体情報及び使用者情報を航空局へ申請の上、航空局から発行された「登録記号」を無人航空機に表示する必要があります。

- ドローン登録システムでは、所有している無人航空機の所有者情報、機体情報及び使用者情報を航空局へ申請や、既に登録済みの機体情報などを変更すること、登録を削除（抹消）することができます。

- このマニュアルには、ドローン登録システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。

- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン登録システムに掲載しているよくある質問のページをご覧ください。

- ルールをしっかりと理解した上で、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることを心がけましょう。

国土交通省

ドローン登録システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン登録システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されますと、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が漏洩するリスクを下げるための保護機能です。

- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある ⓘ マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）

- ドローン登録システムに表示されている「所有者」とは、無人航空機の所有する者を指します。ドローン登録システムに表示されている「使用者」とは、当該無人航空機の使用責任を有する者を指します。多くの場合が所有者と使用者が同一になりますが、リース等により他者が無人航空機を所有している場合、他者に手続きを実施していただく必要がございますので、ご留意ください。

- ドローン情報基盤システム2.0（登録機能）では、ブラウザの「戻る」ボタンをご利用された場合、画面の閲覧を正常に続けることができません。必ず画面に表示されているボタン（「戻る」ボタン、「次へ」ボタンなど）をご利用ください。

- 登録制度やその他の飛行のルール等は、国土交通省のホームページをご覧ください。

※リンクを押すと外部サイトが開きます。

アカウントの開設

国土交通省

アカウントの開設の流れ

アカウントの開設の開始

↓

ドローン情報基盤システムの利用規約に同意する
アカウントを開設するページに進み、利用規約に同意します。

↓

アカウントの開設に必要な情報を入力する
お名前や住所、連絡先等の必要な情報を入力します。

↓

入力した情報を確認してアカウントを開設する
入力した情報に誤りが無い事を確認してアカウントを開設します。

↓

アカウントの開設の完了

入力したメールアドレスにログインIDが通知されます。引き続き登録手続き等の業務を行う場合はドローン情報基盤システムにログインします。

ドローン情報基盤システムを利用するために必要なアカウントを開設します。

ドローン情報基盤システムを利用される方が「個人」の場合と「企業・団体（法人）」の場合によって、入力する項目が異なります。

アカウント開設後の登録手続きを「個人」として行う場合は個人のアカウントを、「企業・団体（法人）」の場合は法人のアカウントを開設してください。

なお、個人が申請手続きを行う際の本人確認の手段としてマイナンバーカードがご利用頂けます。マイナンバーカードをご利用頂くにはアカウントを開設する際にマイナンバーカードの情報を読み取り、カードとドローン情報基盤システムを連携させておく必要があります。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法については「マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法」のマニュアルをご確認ください。方法についてご確認頂けましたら、お手元にマイナンバーカードをご準備のうえアカウントの開設にお進みください。

法人のアカウントを開設するには法人番号や代表者氏名の他に、ドローン情報基盤システムを利用される担当者の方のお名前、住所、部署名、電話番号、メールアドレス等が必要です。事前にご準備をお願いいたします。

国土交通省

アカウントの開設に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
アカウントを開設する方の情報	• 氏名 • 住所 • 生年月日 • 電話番号 • メールアドレス	• 法人番号 • 企業・団体名 • 代表者氏名 • 本店又は主たる事務所の所在地 • 担当者氏名 • 担当者住所 • 担当者部署名 • 担当者電話番号 • 担当者メールアドレス
その他 ※本人確認の手段としてマイナンバーカードを使用される場合	• マイナンバーカード • マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン	ー

アカウントの開設【ドローン情報基盤システムの利用規約に同意する】

DIPS2.0トップページからアカウントを開設するページに進みます。

DIPS2.0トップページの「ログイン・アカウント作成」ボタンを押します。

個人のアカウントを開設する場合は「個人の方のアカウント開設」ボタンを、法人のアカウントを開設する場合は「企業・団体の方のアカウント開設」ボタンを押します。

アカウントの開設【ドローン情報基盤システムの利用規約に同意する】

次に利用規約のページが開きます。アカウントを開設するには利用規約への同意が必要です。利用規約をご確認のうえ、同意する場合はチェックボックスにチェックを付けて「次へ進む（理解しました）」ボタンを押します。

国土交通省

アカウントの開設【アカウントの開設に必要な情報を入力する】

アカウント開設のページで必要事項を入力します。必要事項を全て入力したら、「確認」ボタンを押し、確認ページに進みます。

【個人のアカウントを開設する場合】

申請手続きの本人確認でマイナンバーカードを利用する場合は、必ず「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押して、マイナンバーカードの券面情報の読み取りをしてください。

「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押すとカードの読み取りに進むためのダイアログが開きます。ダイアログの説明に従ってマイナンバーカードの券面情報の読み取りに進んでください。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法については「マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法」のマニュアルをご確認ください。

【法人のアカウントを開設する場合】

法人番号や代表者氏名のほかドローン情報基盤システムを担当する方の担当者名、担当者住所、担当者部署名、担当者電話番号、担当者メールアドレスを入力します。必ず連絡のとれるメールアドレス、電話番号を入力してください。

なお、パスワードは以下の条件にて設定をお願いします。また、推察されやすい氏名や生年月日などの組み合わせはお控え下さい。

・英字（A～Z・a～z）、数字（0～9）、記号（ + - * / = . , : ; ' ` @ ! # $ % ? & | ~ ^ ( ) [ ] { } < >_ ）を使用し、8文字以上32文字以下のパスワードを入力してください。

必要事項を全て入力したら、「確認」ボタンを押し、確認ページに進みます。

アカウントの開設【入力した情報を確認してアカウントを開設する】

入力したアカウントの情報を確認し、間違いが無ければ「開設する」ボタンを押します。

アカウントが開設されると、アカウント開設完了のページが開き、設定したメールアドレスにログインIDが送付されます。パスワードは通知されませんので、ご自身にて設定したパスワードを管理ください。

引き続き新規登録等の手続きを行うには、 DIPS2.0トップページからログイン頂く必要があります。

アカウント情報の変更

国土交通省

アカウント情報の変更

アカウント情報の変更開始

↓

ドローン情報基盤システムにログインする

DIPS2.0トップページ右上のログインボタンからログインをします。

↓

アカウントの情報を変更する

アカウント情報を変更するページを開き、情報を変更します。

↓

入力した情報を確認して変更を確定する

確認ページで変更内容を確認し、変更を確定します。

↓

アカウント情報の変更完了

アカウント情報の変更が完了し、登録されているメールアドレスにメールが通知されます。

アカウントの情報を変更します。

個人のアカウントを開設する際にマイナンバーカードとの連携を行った方は、情報を変更する際にマイナンバーカードをもう一度読み取る必要があります。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法については「マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法」のマニュアルをご確認ください。方法についてご確認頂けましたら、お手元にマイナンバーカードをご準備のうえアカウントの確認・変更にお進みください。

国土交通省

アカウント情報の変更に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
変更するアカウントの情報	下記のアカウント情報の中で変更が必要なもの • 氏名 • 住所 • 生年月日 • 電話番号 • メールアドレス	下記のアカウント情報の中で変更が必要なもの • 法人番号 • 企業・団体名 • 代表者氏名 • 本店又は主たる事務所の所在地 • 担当者氏名 • 担当者住所 • 担当者部署名 • 担当者電話番号 • 担当者メールアドレス
その他	• マイナンバーカード ※本人確認の手段としてマイナンバーカードを使用される場合 • マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン	ー

アカウント情報の変更【ドローン情報基盤システムにログインする】

DIPS2.0トップページの右上の「ログイン」ボタンを選択し、ログインページに進みます。

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

ログインに成功すると、 DIPS2.0トップページに遷移するので、その後アカウント確認・変更にお進みください。

アカウント情報の変更【アカウントの情報を変更する】

アカウント名のボタンを押して「アカウントの確認・変更」を選択します。アカウント情報を変更するページが開きます。

※アカウント情報の確認・変更は、DIPS2.0トップページからのみご利用可能です。

アカウントの情報を変更したら「確認」ボタンを押します。変更内容を確認するページに進みます。

個人のアカウントでマイナンバーカードとの連携をしている場合は「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押してマイナンバーカードの券面情報の読み取りをしてください。

「マイナンバーカード情報連携」ボタンを押すとカードの読み取りに進むためのダイアログが開きます。ダイアログの説明に従ってマイナンバーカードの券面情報の読み取りに進んでください。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法については「マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法」のマニュアルをご確認ください。

アカウント情報の変更【入力情報を確認してアカウントを変更する】

アカウントの変更内容を確認し、誤りがなければ「変更する」ボタンを押します。

以上でアカウントの変更は完了です。

登録されているメールアドレスにアカウント変更の通知が送られます。

なお、メールアドレスを変更した場合は、変更前のメールアドレスと変更後のメールアドレスの両方にアカウント変更の通知が送られます。

本人確認の方法

国土交通省

本人確認の方法について(1/2)

本人確認の方法は、個人のアカウントで手続きされる場合と法人のアカウントで手続きされる場合で異なります。
手続きされるアカウントに合致した方法をご確認ください。

【個人のアカウントで手続きされる場合】

本人確認方法	操作方法	手数料
マイナンバーカード	マイナンバーカードの券面情報を読み取ることでマイナンバーカード連携や本人確認を行います。 手続きに使用されるデバイスにより下記の読み取り方法があります。詳しい手順はそれぞれの説明ページをご確認ください。 • パソコンで申請し、ICカードリーダーで読み取る（ICカードリーダー認証） • パソコンで申請し、スマートフォンで読み取る（2次元バーコード認証） • スマートフォンで申請し、スマートフォンで読み取る	1台目：900円 2台目以降：890円
運転免許証を利用したオンライン認証	「eKYC」というオンライン上で完結する本人確認方法です。 スマートフォンで申請される方と、パソコンで申請される方でスマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。 手続き中の画面に2次元バーコードが表示されるので、スマートフォンのカメラ機能で２次元バーコードを読み込んでいただき、画面に従い運転免許証の表面等の撮影を行ってください。 ※eKYCの利用に当たっては、こちらをご確認ください。	1台目：1,450円 2台目以降：1,050円
パスポートを利用したオンライン認証	「eKYC」というオンライン上で完結する本人確認方法です。 スマートフォンで申請される方と、パソコンで申請される方でスマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。 手続き中の画面に2次元バーコードが表示されるので、スマートフォンのカメラ機能で２次元バーコードを読み込んでいただき、画面に従いパスポートの身分事項ページ等の撮影を行ってください。 撮影が終了すると、ドローン登録システムでは機体の所有者情報を入力するページが開きます。開いたページの「本人確認書類」の項目に、機体の所有者の氏名と住所と生年月日が分かる本人確認書類の画像をアップロードしてください。 ※eKYCの利用に当たっては、こちらをご確認ください。	1台目：1,450円 2台目以降：1,050円
本人確認書類の郵送	本人確認を書類の郵送で行います。申請後に届くメールをご確認のうえ本人確認書類を郵送で提出してください。 ※本人確認書類を郵送されていない場合や提出に必要な書類が揃っていない場合は、その後の手続きを進めることができません。 ※本人確認書類の内容及び郵送先については、こちらをご確認ください。 ※リンクを押すと外部サイトが開きます。	1台目：1,450円 2台目以降：1,050円

国土交通省

本人確認の方法について(2/2)

【法人のアカウントで手続きされる場合】

本人確認方法	操作方法	手数料
gBizIDプライム （gBizIDメンバー） gBizID	gBizIDプライムによる本人確認方法です。 あらかじめgBizIDプライム、gBizIDプライム作成後にgBizIDメンバーを取得していただく必要があります。 本人確認に進むとgBizIDのログイン画面が表示されますので、ログイン認証を行ってください。 ※ gBizIDエントリーによるログイン認証は不可となります。 ※ gBizIDプライムをまだ取得していない方は、gBizIDのマニュアルを確認ください。 ※リンクを押すと外部サイトが開きます。	1台目：900円 2台目以降： 890円

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法

国土交通省

マイナンバーカードの券面情報を読み取る

ドローン登録システムでは個人のアカウントで手続きされる際にマイナンバーカードとの連携やマイナンバーカードを用いた本人確認ができます。本マニュアルではカードの連携や本人確認の際にマイナンバーカードの券面情報を読み取る方法について解説します。

マイナンバーカードの券面情報を読み取る方法は、ご使用されるデバイスに応じて下記のパターンが用意されています。各パターンの詳細な手順を次ページ以降に記載しています。

- パソコンで申請し、ICカードリーダーで読み取る（ICカードリーダー認証）
- パソコンで申請し、スマートフォンで読み取る（2次元バーコード認証）
- スマートフォンで申請し、スマートフォンで読み取る

国土交通省

マイナンバーカードの券面情報を読み取る
（パソコンで申請し、ICカードリーダーで読み取る）

マイナンバーカードのICチップ内の券面情報をICカードリーダーで読み取るにはパソコンにマイナポータルAP（アプリ）をインストールする必要があります。お使いのパソコンにインストールをされていない方や、インストールをされてからしばらく時間が経過している方は、インストール及びアップデートの手順をご確認のうえ、事前にご準備をお願いします。事前準備の手順はマイナポータルの操作マニュアル「2章　マイナポータルを利用するには（ICカードリーダライタを使ったログインの準備）」をご覧ください。※リンクを押すと外部サイトが開きます。

【Windowsの画面】

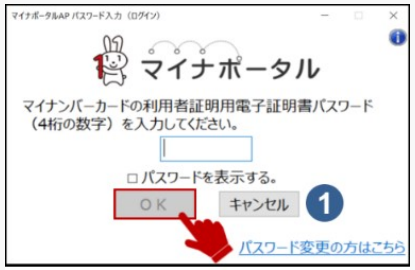

【macOSの画面】

【読み取り手順】

1. ICカードリーダーが端末に接続されていることをご確認ください。
   各手続きの手順に従って、ICカードリーダー認証を開始してください。
2. 手続きのページの指示に従って、数字4桁の暗証番号もしくは英数字6～16桁の暗証番号を入力して「OK」ボタンを押してください。
3. マイナンバーカードの券面情報の読み取りが完了すると、次の画面に移動します。

※　数字4桁の暗証番号とは、市区町村窓口で申請者様自身が設定した暗証番号（利用者証明用電子証明書パスワード、および、券面事項入力補助用パスワード）です。3回間違えるとロックがかかり、サービスが一時的にご利用できなくなります。

※　英数字6～16桁の暗証番号とは、マイナンバーカードを市区町村の窓口で受け取った際に申請者様自身が設定した署名用電子証明書のパスワードです。5回間違えるとロックがかかり、サービスが一時的にご利用できなくなります。

※　ロック解除には、市区町村窓口で手続が必要になります。

国土交通省

マイナンバーカードの券面情報を読み取る
（パソコンで申請し、スマートフォンで読み取る）

スマートフォンで読み取りを行うには、スマートフォンにマイナポータルAP（アプリ）をインストールする必要があります。お使いのスマートフォンにインストールをされていない方は、インストール及びアップデートの手順をご確認のうえ、事前にご準備をお願いします。事前準備の手順はマイナポータルの操作マニュアル「2章　マイナポータルを利用するには（2次元バーコードを使ったログインの準備）」をご覧ください。※リンクを押すと外部サイトが開きます。

【読み取り手順】

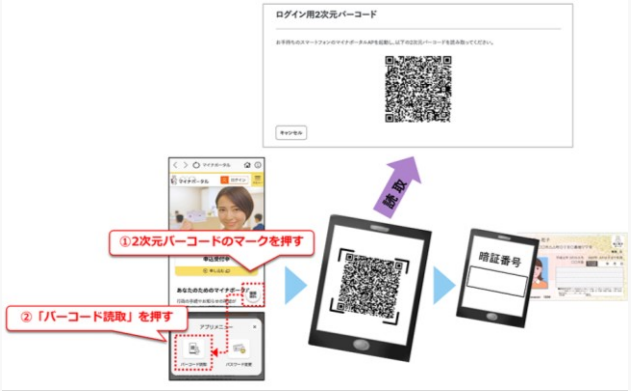

1. 手続きのページの指示に従ってパソコンに2次元バーコードを表示します。
2. スマートフォンでマイナポータルAP（アプリ）を起動します。
3. アプリの画面右下の2次元バーコードのマークを押します。
4. 「バーコード読取」を押して、2次元バーコードを読み取ります。
5. スマートフォンにマイナンバーカードをかざします。
6. 数字4桁の暗証番号もしくは英数字6～16桁の暗証番号を入力して「OK」ボタンを押します（マイナンバーカードの券面情報の読み取りが完了すると、次の画面に移動します。）

※　数字4桁の暗証番号とは、市区町村窓口で申請者様自身が設定した暗証番号（利用者証明用電子証明書パスワード、および、券面事項入力補助用パスワード）です。3回間違えるとロックがかかり、サービスが一時的にご利用できなくなります。
※　英数字6～16桁の暗証番号とは、マイナンバーカードを市区町村の窓口で受け取った際に申請者様自身が設定した署名用電子証明書のパスワードです。5回間違えるとロックがかかり、サービスが一時的にご利用できなくなります。
※　ロック解除には、市区町村窓口で手続が必要になります。

国土交通省

マイナンバーカードの券面情報を読み取る
（スマートフォンで申請し、スマートフォンで読み取る）

スマートフォンで読み取りを行うには、スマートフォンにマイナポータルAP（アプリ）をインストールする必要があります。お使いのスマートフォンにインストールをされていない方は、インストール及びアップデートの手順をご確認のうえ、事前にご準備をお願いします。
事前準備の手順は下記をご覧ください
マイナポータルの操作マニュアル「スマートフォンのブラウザを使ったログインの準備 – Androidを使用する」
マイナポータルの操作マニュアル「スマートフォンのブラウザを使ったログインの準備 – iOSを使用する」 ※リンクを押すと外部サイトが開きます。

【読み取り手順】

1. 手続きのページの指示に従ってマイナポータルAP（アプリ）を起動し、アプリにログインします
2. 数字4桁の暗証番号もしくは英数字6～16桁の暗証番号を入力して「OK」ボタンを押します
3. アプリの指示に従ってスマートフォンとマイナンバーカードをセットします。
4. 「読み取り開始」のボタンを押します。
5. マイナンバーカードの券面情報の読み取りが完了すると、次の画面に移動します。

※　英数字6～16桁の暗証番号とは、マイナンバーカードを市区町村の窓口で受け取った際に申請者様自身が設定した署名用電子証明書のパスワードです。5回間違えるとロックがかかり、サービスが一時的にご利用できなくなります。
※　ロック解除には、市区町村窓口で手続が必要になります。

マイナンバーカードによる本人確認の流れ

国土交通省

マイナンバーカードによる本人確認の流れ（概要）

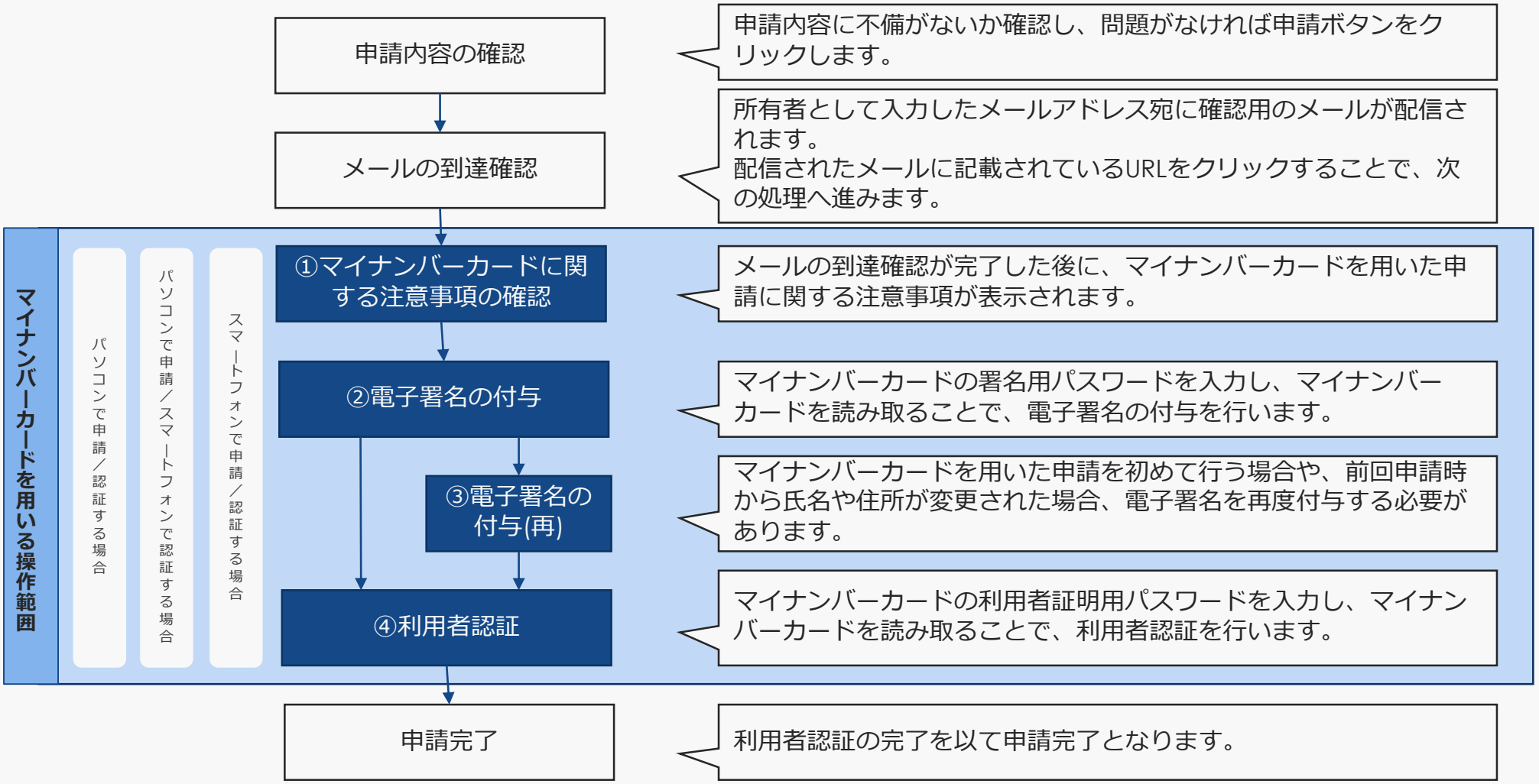

マイナンバーカードによる本人確認の流れ　ICカードリーダライタ（パソコンで申請／認証をする場合）①

以降申請完了までのモーダル画面

メールの到達確認

新規登録の手続き申請を行います。
OKボタン押下後、所有者のメールアドレスに確認用メールが送信されます。
メールを確認することによって申請完了となります。

OK　キャンセル

所有者情報に登録されたメールアドレスにメールを送信しております。
画面をこのままにしてメールをご確認ください。メールの確認後、自動的に次の画面に遷移します。
万が一この画面を閉じると、今まで入力したデータは破棄され申請が中断されます。

到達確認用のメールが配信されるので、メール内に記載されているURLをクリックします。

→認証完了の旨が新規タブで表示されるので、確認出来ましたらタブを閉じてください。

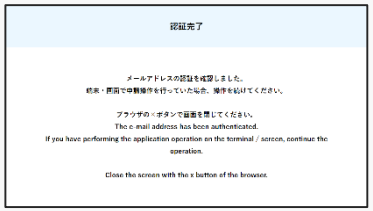

①注意事項の確認

マイナンバーカードによる本人確認の流れ　ICカードリーダライタ（パソコンで申請／認証をする場合）②

②電子署名の付与(1回目)

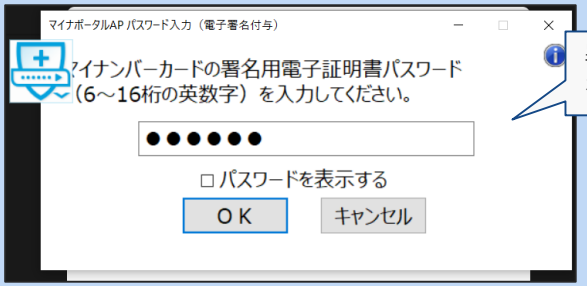

署名用パスワード(6～16文字)を入力します。

③電子署名の付与(2回目/基本4情報が異なる場合のみ)

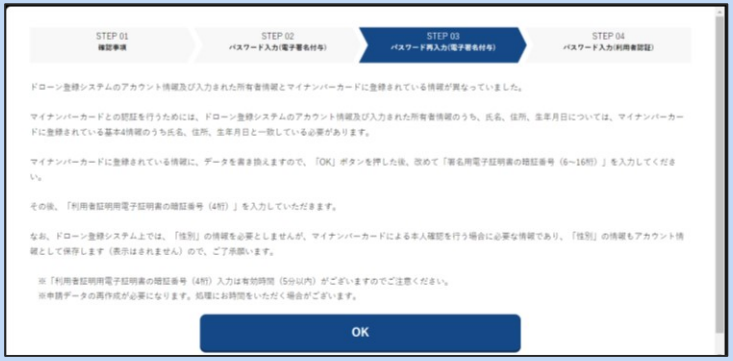

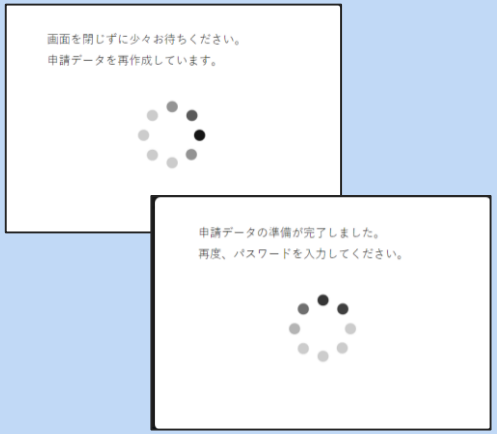

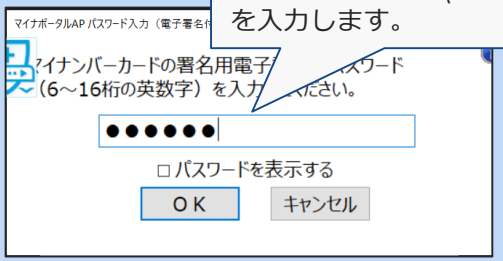

署名用パスワード(6～16文字)を入力します。

マイナンバーカードによる本人確認の流れ　ICカードリーダライタ（パソコンで申請／認証をする場合）③

④利用者認証

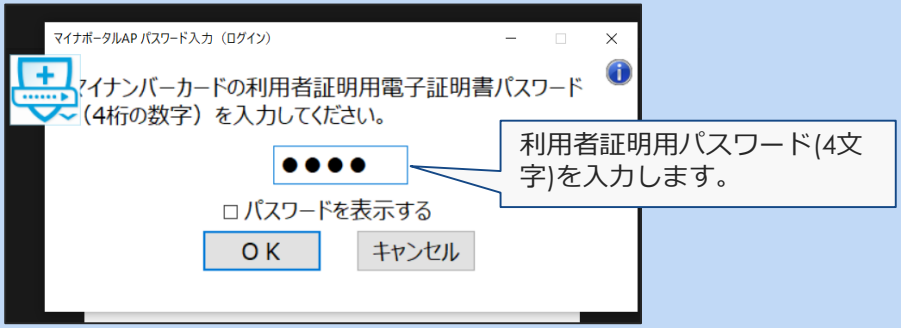

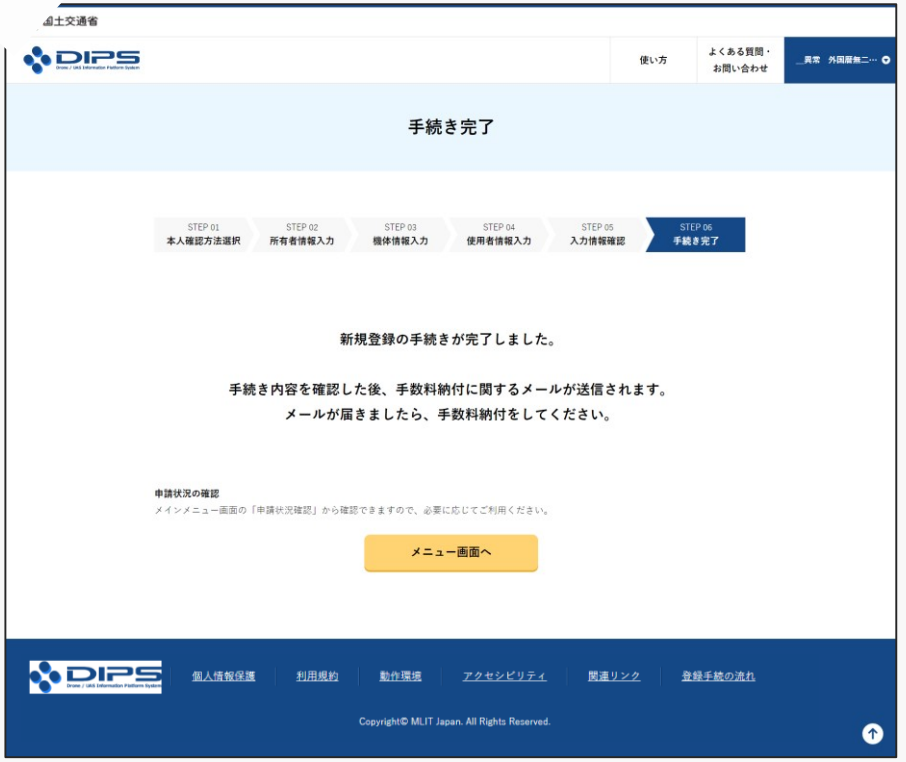

マイナンバーカードによる本人確認の流れ　QRコード（パソコンで申請し、スマートフォン認証する場合）①

申請完了までの画面

メールの到達確認

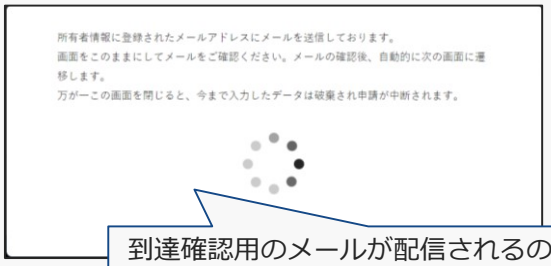

到達確認用のメールが配信されるので、メール内に記載されているURLをクリックします。

→認証完了の旨が新規タブで表示されるので、確認出来ましたらタブを閉じてください。

①注意事項の確認

マイナンバーカードによる本人確認の流れ　QRコード（パソコンで申請し、スマートフォン認証する場合）②

申請完了までの画面

②電子署名の付与(1回目)

QRコードは、標準のカメラアプリ等ではなく、**スマートフォンのマイナポータルAP**から読み取る必要があります。

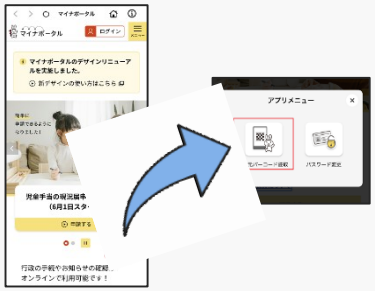

マイナポータルAP（スマートフォン）での操作

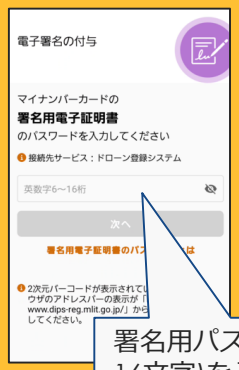

署名用パスワード(6～16文字)を入力します。

③電子署名の付与(2回目/基本4情報が異なる場合のみ)

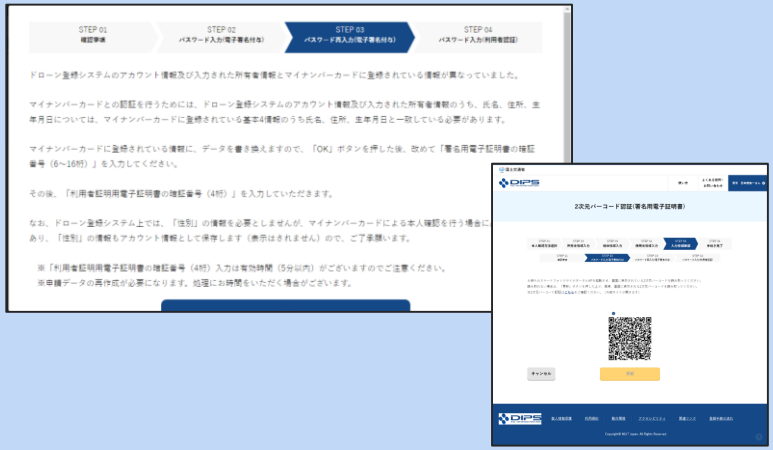

マイナポータルAP（スマートフォン）での操作

マイナンバーカードによる本人確認の流れ　QRコード（パソコンで申請し、スマートフォン認証する場合）③

申請完了までの画面

④利用者認証

マイナポータルAP（スマートフォン）での操作

利用者証明用パスワード(4文字)を入力します。

マイナンバーカードによる本人確認の流れ（スマートフォンで申請／認証する場合）①

申請完了までの画面

メールの到達確認

到達確認用のメールが配信されるので、メール内に記載されているURLをクリックします。

→認証完了の旨が新規タブで表示されるので、確認出来ましたらタブを閉じてください。

①注意事項の確認

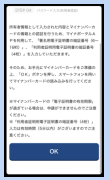

②電子署名の付与(1回目)

マイナポータルAPでの操作

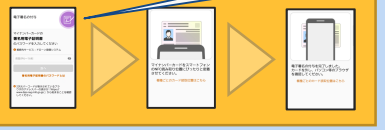

署名用パスワード(6～16文字)を入力します。

③電子署名の付与(2回目/基本4情報が異なる場合のみ)

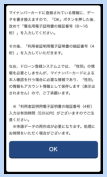

マイナポータルAPでの操作

署名用パスワード(6～16文字)を入力します。

④利用者認証

マイナポータルAPでの操作

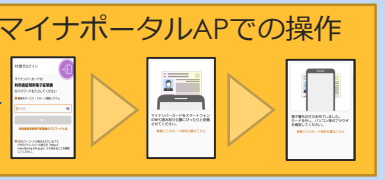

利用者証明用パスワード(4文字)を入力します。

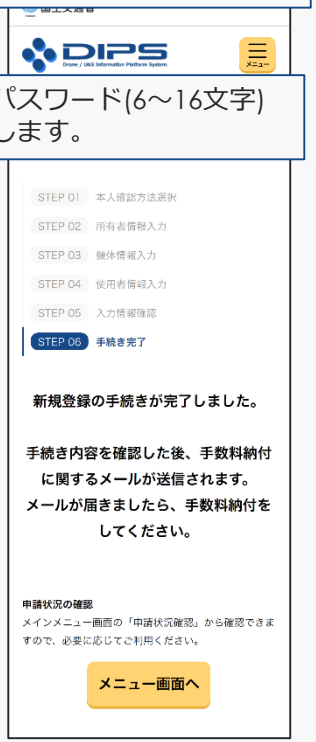

マイナンバーカードによる本人確認の流れ（スマートフォンで申請／認証する場合）②

申請完了までの画面

メールの到達確認

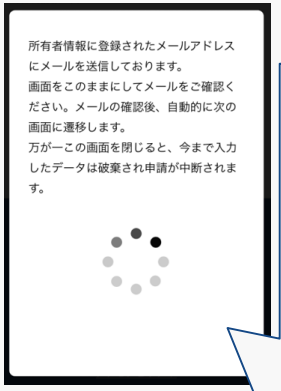

到達確認用のメールが配信されるので、メール内に記載されているURLをクリックします。

→認証完了の旨が新規タブで表示されるので、確認出来ましたらタブを閉じてください。

①注意事項の確認

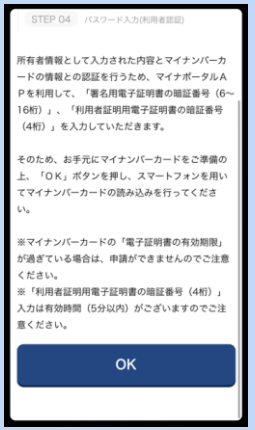

②電子署名の付与(1回目)

マイナポータルAPでの操作

署名用パスワード(6～16文字)を入力します。

マイナンバーカードによる本人確認の流れ（スマートフォンで申請／認証する場合）③

申請完了までの画面

③電子署名の付与(2回目/基本4情報が異なる場合のみ)

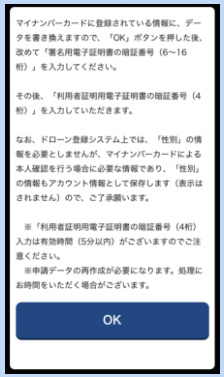

マイナポータルAPでの操作

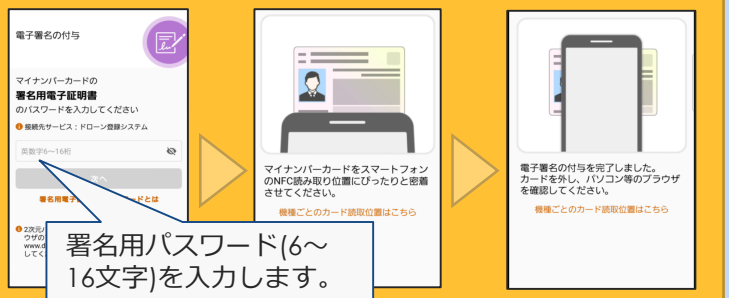

④利用者認証

マイナポータルAPでの操作

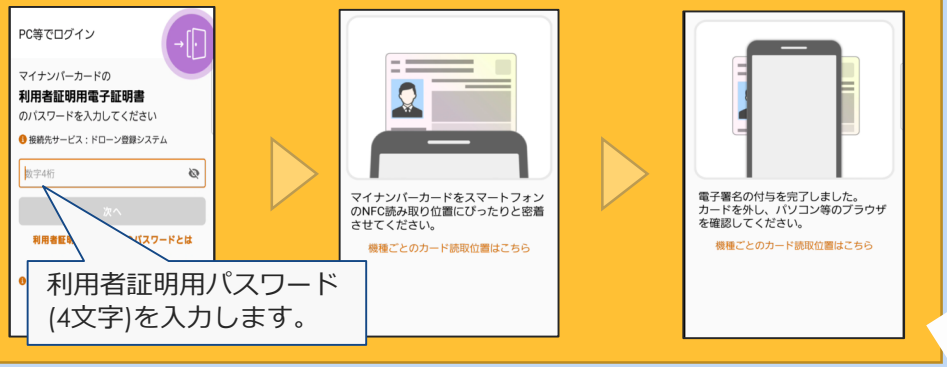

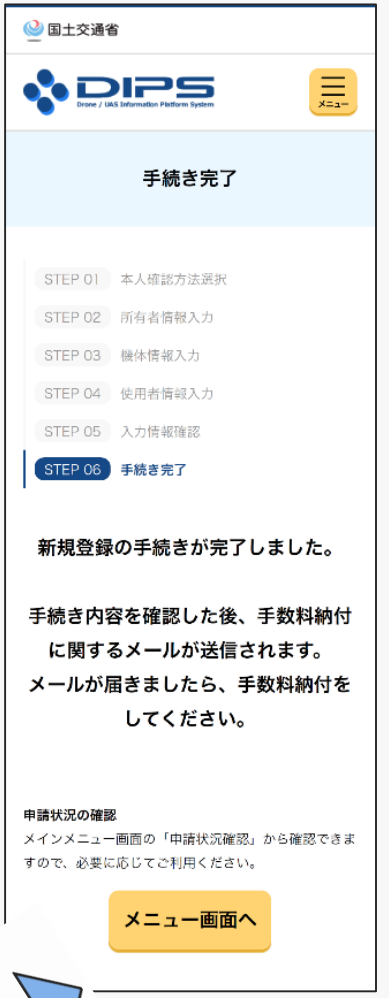

eKYCによる本人確認の流れ

eKYCによる本人確認の流れ（パソコンで申請し、スマートフォンで認証する場合）①

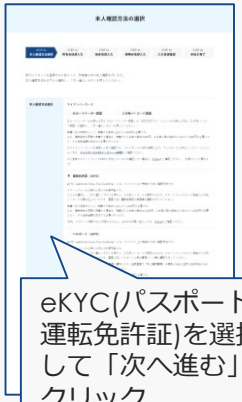

eKYC(パスポートor運転免許証)を選択して「次へ進む」をクリック

元々表示されていたウィンドウは、本人確認の完了まで待機します。

新規ウィンドウで表示

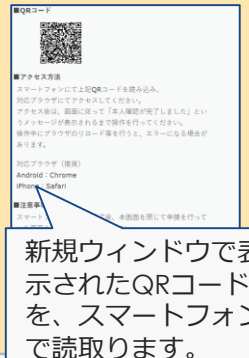

新規ウィンドウで表示されたQRコードを、スマートフォンで読取ります。

スマートフォン上での操作

画面の表示に沿って操作を続けてください。

スマートフォン上での操作

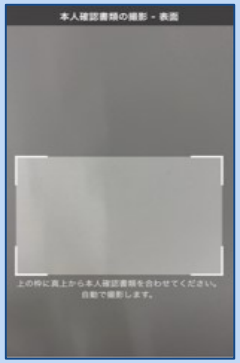

免許証の表面を撮影します。

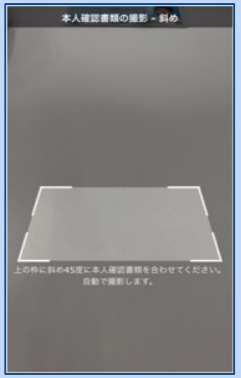

免許証の表面を斜めに撮影します。

eKYCによる本人確認の流れ（パソコンで申請し、スマートフォンで認証する場合）②

スマートフォン上での操作

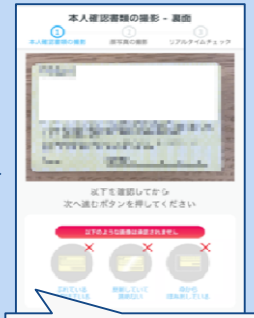

免許証の裏面を撮影します。

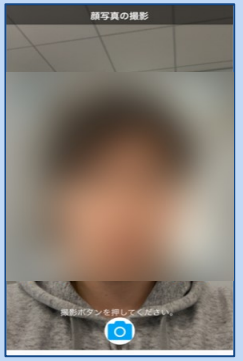

顔写真を撮影します。

スマートフォン上での操作

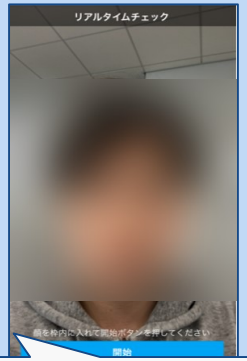

リアルタイムチェックを行います。

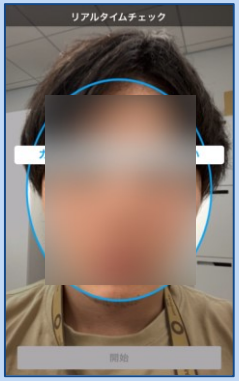

本人確認完了後、スマートフォン側のタブは閉じてください。

新規ウィンドウで表示中

本人確認完了後、PC側で表示されているQRコード画面は閉じてください。

スマートフォンでの本人確認完了後、自動的に画面遷移します。

eKYCによる本人確認の流れ（スマートフォンで申請／認証する場合）①

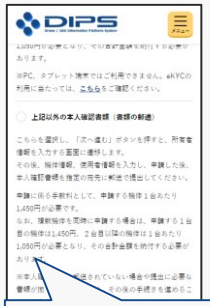

eKYC(パスポートor運転免許証)を選択して「次へ進む」をクリック

元々表示されていたウィンドウは、本人確認の完了まで待機します。

別タブでの操作

画面の表示に沿って操作を続けてください。

別タブでの操作

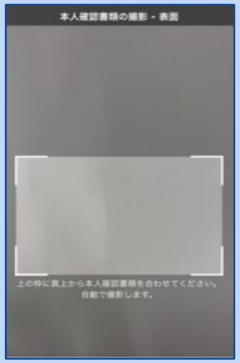

免許証の表面を撮影します。

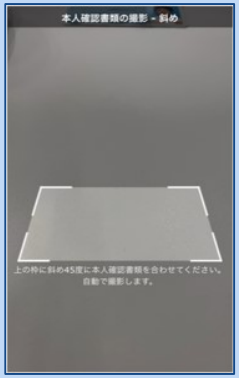

免許証の表面を斜めに撮影します。

eKYCによる本人確認の流れ（スマートフォンで申請／認証する場合）②

別タブでの操作

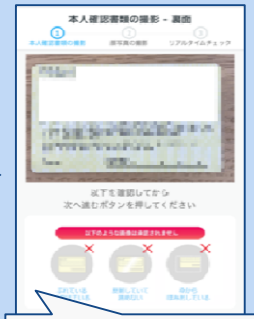

免許証の裏面を撮影します。

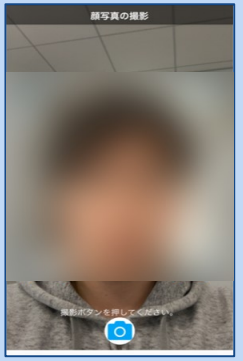

顔写真を撮影します。

別タブでの操作

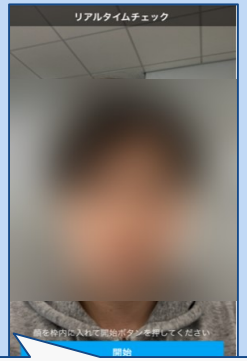

リアルタイムチェックを行います。

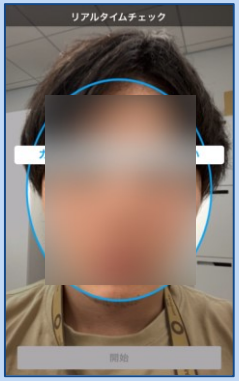

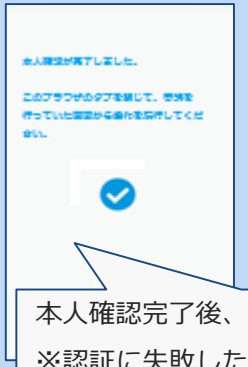

本人確認完了後、タブを閉じてください。

※認証に失敗した場合は、再度撮影し直すか、タブを閉じて別の本人確認手段をお選びください。

左記のタブを閉じることで、申請を再開出来ます。

gBizIDによる本人確認の流れ

gBizIDによる本人確認の流れ（パソコンで申請／認証する場合）

①gBizIDを選択して「次へ進む」をクリック

②gBizIDのアカウントID、パスワードを入力してログイン

③SMSで送信されたワンタイムパスワードを入力

④本人確認完了

gBizIDによる本人確認の流れ（スマートフォンで申請／認証する場合）

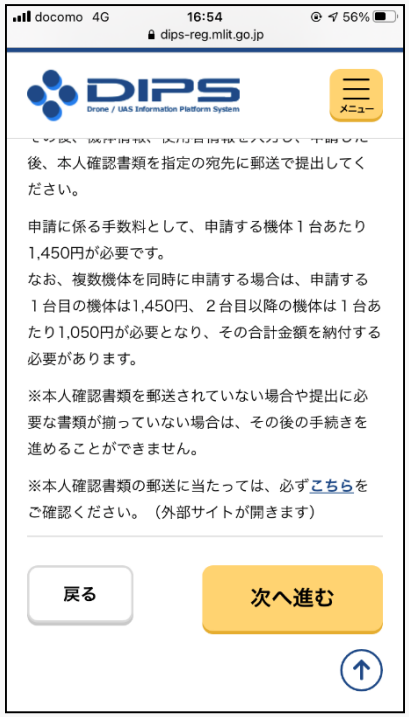

①gBizIDを選択して「次へ進む」をクリック

②gBizIDのアカウントID、パスワードを入力してログイン

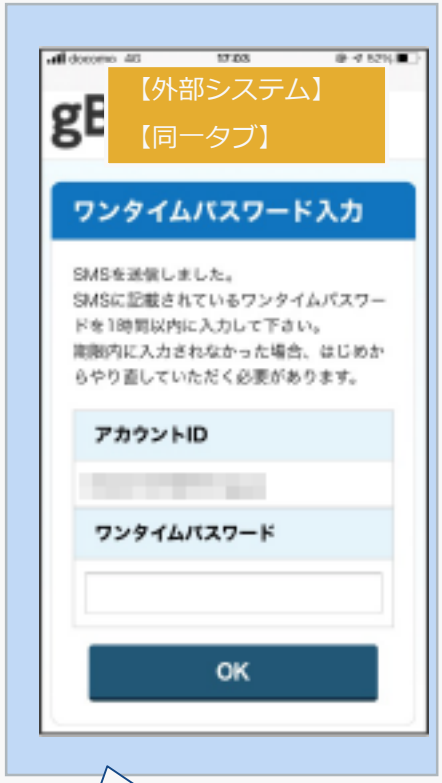

③SMSで送信されたワンタイムパスワードを入力

④本人確認完了

書類郵送による本人確認の流れ

国土交通省

書類郵送による本人確認の流れ

①説明文下部の「必ずこちらをご確認ください。」をクリック

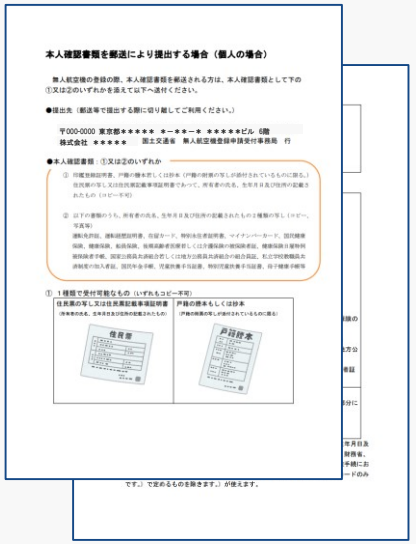

②本人確認書類の郵送方法を確認したら、元の画面に戻って「次へ進む」をクリック

※このPDFファイルは、よくある質問の「本人確認書類とはどのような書類でしょうか？」の項目からも参照出来ます。

③引き続き申請操作を継続し、受付完了メールを受信しましたら、PDFファイル記載の内容に沿って本人確認書類の郵送をお願いいたします。

機体の新規登録

新規登録

機体をドローン登録システムへ登録申請します。

新規登録の申請を開始

新規登録に進む
メインメニューで「新規登録」のボタンを選択します。

本人確認を行う
本人確認方法を選択し、本人確認を行います。

所有者情報を入力する
登録する機体の所有者の情報を入力します。

機体情報を入力する
登録する機体およびリモートID機器等の情報を入力します。

使用者情報を入力する
登録する機体の使用者の情報を入力します。

所有者・機体・使用者情報を確認する
入力した情報を確認して申請を行います。

到達確認をする
所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

新規登録の申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、手数料納付番号と納付用URLがアカウントに登録されたメールアドレスに通知されます。

こちらの手続きでは手続きの途中で本人確認が必要です。また、手続きのための手数料が必要です。手数料は本人確認の方法により異なります。本人確認の方法及び手数料については本人確認の方法のマニュアルをご確認ください。

新規登録では機体の所有者情報、機体情報（型式名称や製造番号等）、リモートID機器等の情報、及び機体の使用者の情報が必要です。登録が必要な項目をマニュアルでご確認のうえ情報を手元にご準備ください。

新規登録には手数料が必要です。納付の方法と手数料の金額についてはこちらをご覧ください。※リンクを押すと外部サイトが開きます。

オンライン申請では、所有者が同じ機体を20台まで同時に申請することができます。

国土交通省

機体の新規登録に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
所有者の情報	• 氏名 • 住所 • 生年月日 • 電話番号 • メールアドレス	• 法人番号 • 企業・団体名 • 代表者氏名 • 本店又は主たる事務所の所在地 • 担当者氏名 • 担当者住所 • 担当者部署名 • 担当者電話番号 • メールアドレス
機体の情報	• 製造者名 • 型式名 • 機体の種類 • 製造番号 • リモートID有無 【改造した機体や自作した機体の場合は下記の情報も必要です】 • 機体重量 • 最大離陸重量 • 機体寸法 • 改造の概要　※改造した機体の場合 • 機体の画像（全体/上面、前面、側面、操縦装置） 【リモートIDが外付型の場合は下記の情報も必要です】 • リモートID機器製造者名 • リモートID機器形式 • リモートID機器製造番号	
使用者の情報	• 氏名 • 住所 • 電話番号 • メールアドレス	• 法人番号 • 企業・団体名 • 代表者氏名 • 本店又は主たる事務所の所在地 • 担当者氏名 • 担当者住所 • 担当者部署名 • 担当者電話番号 • メールアドレス
その他 ※本人確認の方法よって異なります。	• ドローン情報基盤システムのアカウント • マイナンバーカード • マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン • パスポート • 運転免許証 • その他本人確認書類	• ドローン情報基盤システムのアカウント • gBizIDプライム（メンバー）アカウント

新規登録【新規登録に進む】

メインメニューのページで、「所有者本人が手続きする場合はこちら」の見出しの中にある「新規登録」のボタンを押します。

本人確認方法を選択するページが開きます。

国土交通省

新規登録【本人確認を行う】

本人確認方法を選択して本人確認を行います。

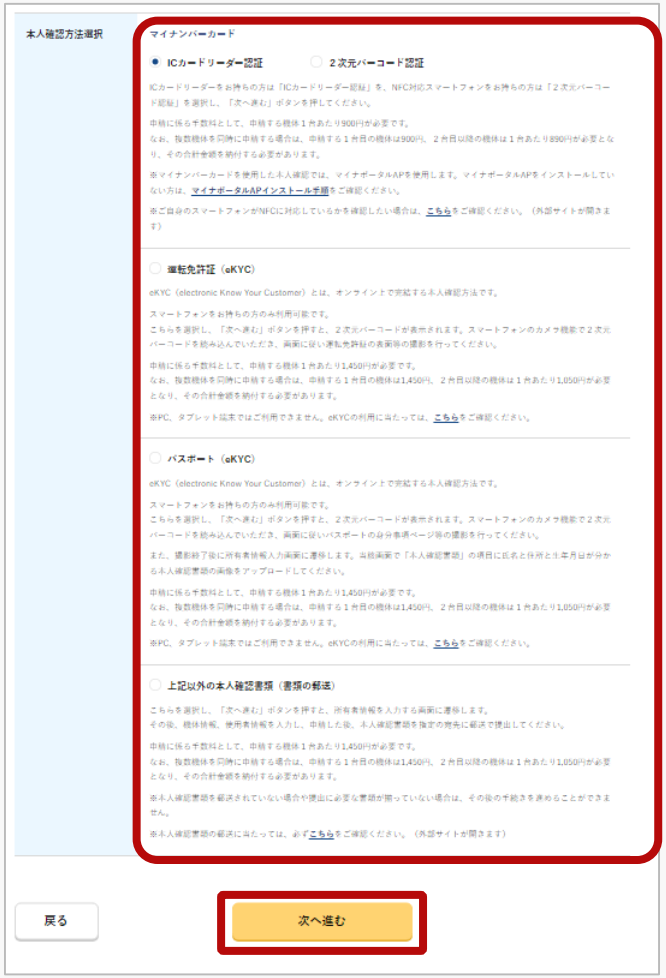

個人のアカウントの場合、「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「パスポート」、「書類の郵送」の、4種類の本人確認方法が利用できます。

それぞれの方法で利用条件、手順、申請に係る手数料が異なります。本人確認方法の詳細については本人確認の方法のマニュアル、又はページに記載の説明をご確認ください。

法人のアカウントの場合、gBizIDプライム（メンバー）による本人確認のみご利用可能です。手順と申請に係る手数料については本人確認の方法のマニュアル、又はページに記載の説明をご確認ください。

本人確認方法を選択したら「次へ進む」ボタンを押してください。選択した本人確認方法に従って外部サイト又はアプリが開きます。外部サイト又はアプリの説明に従って本人確認をしてください。手順について本人確認の方法のマニュアルにも記載しています。

本人確認が完了すると、所有者情報を入力するページが開きます。

国土交通省

新規登録【所有者情報を入力する】

新規登録する機体の所有者情報を入力します。

入力に際し、アカウントの情報が反映されます。

本人確認の方法でマイナンバーカードを選択した場合は券面情報も反映されますが、マイナンバーカードの氏名、住所、生年月日、性別と、所有者情報として登録いただいた情報に相違があった場合、情報更新のため、手続き完了までに必要なマイナンバーカードの読み取り回数が1回増えます。

パスポートによる本人確認を選択した場合は「本人確認書類」の項目に氏名と住所と生年月日が分かる本人確認書類の画像を本人確認書類２にアップロードしてください。

法人の方は、gBizIDに登録いただいている情報が反映されます。

入力が完了したら「機体情報の入力」ボタンを押してください。機体情報の入力画面が開きます。

国土交通省

新規登録【機体情報を入力する】

登録する機体の情報を入力します。

機体のタイプによって必要な入力情報が異なります。メーカーの機体又はメーカーの機体を改造した機体を登録する場合は「メーカーの機体・改造した機体」のボタンを選択、自作した機体の場合は「自作した機体・その他」のボタンを選択し、表示された項目に全て情報を入力してください。

無人航空機の登録義務化に伴い、機体への物理的な登録記号の表示に加え、識別情報を電波で遠隔発信するリモートID機能を機体に備えなければなりません。

リモートID機器等に関する登録情報を変更するには、変更申請を行ってください。

一度に20台まで同時に機体を登録することができます。複数の機体を登録する場合は「他の機体情報を続けて入力」ボタンを押します。入力フォームが切り替わり別の機体の情報を入力できるようになります。

入力が完了したら「使用者情報の入力」ボタンを選択します。使用者情報の入力画面が開きます。

国土交通省

新規登録【使用者情報を入力する】

機体の使用者の情報を入力します。

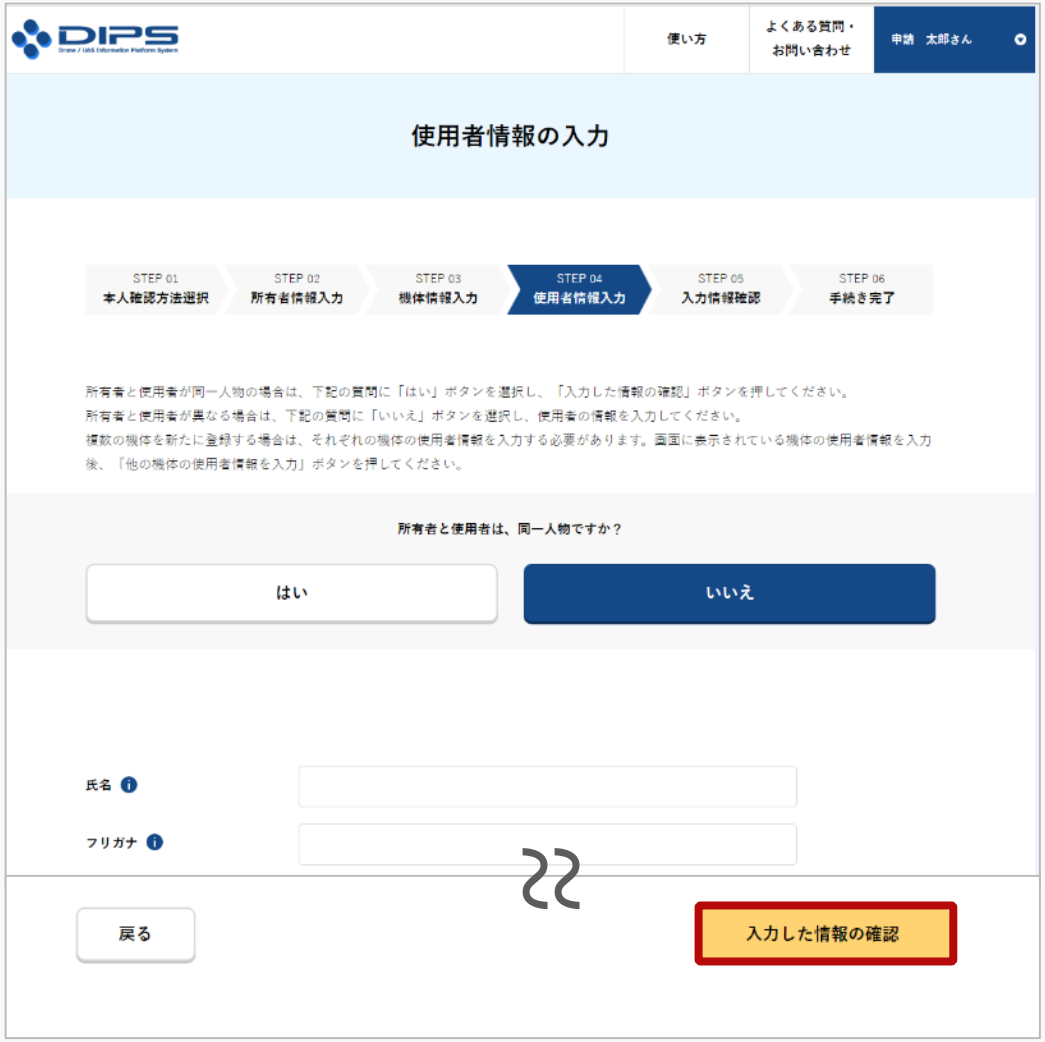

所有者と使用者が同一人物の場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の質問で「はい」ボタンを選択してください。

所有者と使用者が異なる場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の質問で「いいえ」ボタンを選択し、使用者の情報を入力してください。

機体情報の入力のページで複数の機体の情報を入力した場合は機体ごとに使用者情報を入力する必要があります。1つの機体の使用者情報を入力後、「他の機体の使用者情報を入力」ボタンを押し、登録する全ての機体の使用者情報を入力してください。

入力が完了したら「入力した情報の確認」ボタンを押します。所有者・機体・使用者情報の確認画面が開きます。

国土交通省

新規登録【所有者・機体・使用者情報を確認する】

入力した所有者情報・機体情報・使用者情報を確認し、登録申請を行います。

入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

入力内容に問題がなければ「登録申請」ボタンを押します。所有者として登録した方のメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、すぐにメールを確認して到達確認の手順へ進みます。

※到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

マイナンバーカードで本人確認を行った場合は認証のためにマイナンバーカードを読み取る必要があります。ダイアログが開きますのでダイアログの説明を確認のうえ「OK」ボタンを押します。

新規登録【到達確認をする】

【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者　様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

国土交通省航空局　無人航空機登録制度担当

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

マイナンバーカードで本人確認を行った場合はここで「署名用電子証明書の暗証番号（6桁～16桁）」と「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）」を入力します。

到達確認が完了すると申請操作完了となります。

申請内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

申請状況は申請状況一覧のページで確認できます。

手数料の納付

国土交通省

手数料の納付

手数料の納付を開始

↓

申請した手続きの一覧を開く
メインメニュー画面で「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

↓

手数料を納付する
クレジットカード、又はインターネットバンキング、ATMから納付を行います。

↓

手数料の納付が完了

全ての手続きが完了すると申請者のメールアドレスにメールが通知されます。ドローン登録システムで登録記号の確認を行ってください。

新規登録と有効期間の更新の申請について、航空局で確認が終了すると、手数料納付番号と納付用URLがアカウントに登録されたメールアドレスに通知され、手数料を納付します。

手続きの際にマイナンバーカード、運転免許証（eKYC）、パスポート（eKYC）、gBizIDプライムで本人確認を行った場合、申請内容の確認が終了すると手数料納付番号と納付用URLが申請者のアカウントに登録されているメールアドレスへ送信されます。メールを受信したら手数料の納付ができます。

本人確認書類の郵送にて本人確認を行った場合、手数料納付番号が郵便物として発送されます。郵便物を受領したら手数料の納付ができます。

クレジットカード（※）、インターネットバンキング又はATMによる支払いが可能です。

（※）本人確認を郵送で行った場合は、クレジットカードによる納付をすることはできません。

国土交通省

手数料の納付に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
納付に必要な情報	• 手数料納付番号 • 納付用URL	
その他 ※支払い方法によって異なります	• ドローン情報基盤システムのアカウント • クレジットカード • キャッシュカード • インターネットバンキングの口座	

手数料の納付【申請した手続きの一覧を開く】

メインメニューの「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

申請状況一覧のページが開きます。

国土交通省

手数料の納付【手数料を納付する】

申請状況一覧のページで、手数料を納付する申請の「支払選択」ボタンを押します。

支払選択のダイアログが表示されるので、支払方法を選択します。

※「支払選択」ボタンが押す事のできない申請については、既にお支払い済みか、まだお支払いの準備ができておりません。

恐れ入りますが準備ができるまで少々お待ちください。（お支払いの準備が整うとアカウントに登録されているメールアドレスに通知が届きます）

手数料の納付【手数料を納付する】

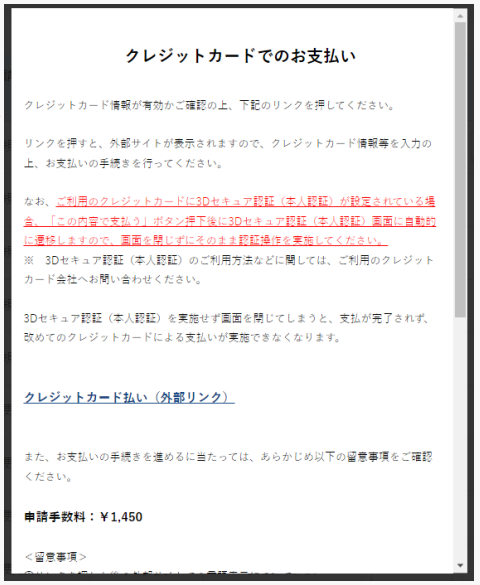

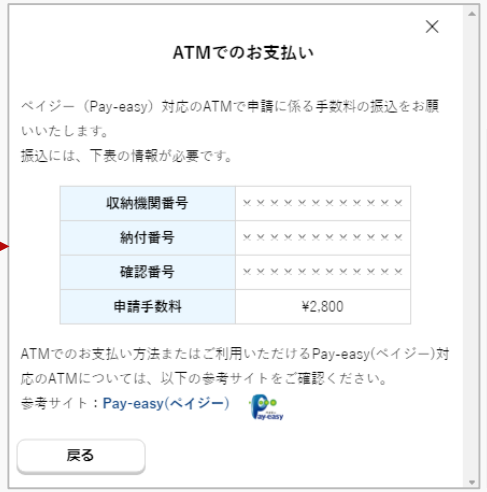

【クレジットカードで納付する場合】
支払選択のダイアログで「クレジットカード」を選択します。表示内容を確認の上、「クレジットカード払い（外部リンク）」のリンクを押し、支払いサイトへ移動します。支払いサイトのガイドに従って支払いを行ってください。

【ATMで納付する場合】
支払選択のダイアログで「ATM」を選択します。表示内容を確認のうえ、収納機関番号、納付番号、確認番号、申請手数料を控えて頂き、Pay-easy（ペイジー）対応のATMで支払いを行ってください。

【インターネットバンキングで納付する場合】
支払選択のダイアログで「インターネットバンキング」を選択します。表示内容を確認のうえ、収納機関番号、納付番号、確認番号、申請手数料を控えて頂き、Pay-easy（ペイジー）対応のインターネットバンキングサービスで支払いを行ってください。

※ATM、インターネットバンキングでのお支払いには収納機関番号、納付番号、確認番号、申請手数料の情報が必要です。

※Pay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキングについては、Pay-easy（ペイジー）のサイトをご覧ください。　※リンクを押すと外部サイトが開きます。

登録記号の確認

国土交通省

登録記号・登録情報の確認

登録した無人航空機を飛行させる際は登録記号を機体に表示する必要があります。

新規登録の手続きがすべて完了すると、新規登録完了のお知らせが申請者のアカウントのメールアドレスへ送信されます。受信したメールを確認のうえ登録記号と登録情報の確認を行います。

登録記号と登録情報は下記の2通りの方法で確認頂けます。それぞれについて手順を記載しています。

- 【申請状況の詳細画面で確認する】

  申請された時点での情報を確認することができます。

- 【所有機体情報の詳細画面で確認する】

  機体に関する最新の情報を確認することができます。新規登録後に機体情報等を更新されている場合はこちらが最新となります。

国土交通省

登録記号・登録情報の確認（申請状況の詳細画面で確認する）

登録記号・登録情報の確認の開始

↓

申請した手続きの一覧を開く
メインメニューで「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

↓

登録記号・登録情報を確認する
申請した手続きの詳細を開き、登録記号と登録情報を確認します。

↓

登録記号・登録情報の確認完了

無人航空機を飛行させる場合は、登録記号を表示させることが必要です。
忘れずに登録記号を表示してください。

申請状況の詳細画面で登録記号と登録情報を確認します。

国土交通省

登録記号・登録情報の確認に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	• 登録記号・登録情報を確認したい無人航空機を識別できる情報	

登録記号・登録情報の確認（申請状況の詳細画面で確認する）
【申請した手続きの一覧を開く】

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

申請状況の一覧画面が開きます。

登録記号・登録情報の確認（申請状況の詳細画面で確認する）
【登録記号・登録情報を確認する】

これまでの申請内容が一覧として表示されます。
申請状況を確認頂けます。

また、申請受付番号・登録記号による申請の部分一致検索が可能です。

一覧の中から登録記号・登録情報を確認したい機体の申請を選び「詳細」ボタンを押します。

申請内容の詳細ページが表示されるので、登録情報を確認します。登録記号は機体情報の中の登録記号の項目に記載されています。

登録記号・登録情報の確認は以上です。

国土交通省

登録記号・登録情報の確認（所有機体情報の詳細画面で確認する）

登録記号・登録情報の確認の開始

↓

所有機体の一覧を開く
メインメニューで「機体情報・使用者情報の確認/変更」ボタンを選択します。

↓

登録記号・登録情報を確認する
所有機体の一覧で登録記号・登録情報を確認する機体の詳細を開き、登録記号と登録情報を確認します。

↓

登録記号・登録情報の確認完了

無人航空機を飛行させる場合は、登録記号を表示させることが必要です。忘れずに登録記号を表示してください。

所有機体情報の詳細画面で登録記号と登録情報を確認します。

国土交通省

登録記号・登録情報の確認に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	• 登録記号・登録情報を確認したい無人航空機を識別できる情報	

登録記号・登録情報の確認（所有機体情報の詳細画面で確認する）
【所有機体の一覧を開く】

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「所有者情報の確認/変更」ボタンを選択します。

所有機体の一覧画面が開きます。

登録記号・登録情報の確認（所有機体情報の詳細画面で確認する）
【登録記号・登録情報を確認する】

所有機体が一覧で表示されます。

また、登録記号・型式・電話番号・メールアドレスによる機体の部分一致検索が可能です。

一覧の中から登録記号・登録情報を確認したい機体の申請を選び「詳細」ボタンを押します。

所有機体の詳細ページが表示されるので、登録情報を確認します。登録記号は機体情報の中の登録記号の項目に記載されています。

登録記号・登録情報の確認は以上です。

申請状況の確認・取消・取下げ

国土交通省

申請状況の確認・取消・取下げ

申請状況の確認・取消・取下げの開始

↓

申請中の手続きの一覧を開く

メインメニューで「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

↓

申請状況と内容を確認する

申請した手続きの一覧及び詳細ページで申請内容を確認します。

↓

申請の取消・取下げをする

「取消」ボタン又は「取下げ」ボタンを押して手続き取消・取下げします。

↓

申請状況の確認・取消・取下げ完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

申請状況及び申請内容の確認、
申請の取消及び取下げを行います。

国土交通省

申請状況の確認・取消・取下げ

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	• ドローン情報基盤システムのアカウント	

申請状況の確認・取消・取下げ【申請中の手続きの一覧を開く】

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

申請状況の一覧画面が開きます。

申請状況の確認・取消・取下げ【申請状況と内容を確認する】

これまでの申請内容が一覧として表示されます。
申請状況を確認頂けます。

また、申請受付番号・登録記号による申請の部分一致検索が可能です。

申請内容を確認するには「詳細」ボタンを選択します。

申請状況詳細のページが開きます。

申請状況の確認・取消・取下げ【申請の取消・取下げをする】

代理人設定に伴うパスワード発行の申請、及び機体の譲渡に関わる申請を取消す場合は、申請一覧のページで「取消」ボタンを押します。

　その他、新規登録などの申請を取下げる場合は、申請一覧のページで「取下げ」ボタンを押します。

申請状況詳細のページが開くので、「取消」又は「取下げ」をする申請内容を確認のうえ、問題が無ければ「取消」又は「取り下げ」のボタンを押します。

手続き完了のページが表示され、申請者のアカウントのメールアドレスに申請内容のメールが送付されます。

再申請

国土交通省

再申請

申請の取下げを行った場合、又は申請内容の修正が必要になった場合に再申請を行います。

再申請の開始

申請した手続きの一覧を開く
メインメニューで「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

再申請する申請手続きを選ぶ
申請中の一覧の中から再申請する申請手続きを選びます。

申請内容を確認・修正する
所有者・機体・使用者情報の確認のページで申請内容を確認・修正します。

再申請する
申請内容に誤りが無ければ再申請を実行します。

到達確認をする
所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

再申請の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

再申請に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	• ドローン情報基盤システムのアカウント	

再申請【申請中の一覧を開く】

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択します。

申請状況の一覧画面が開きます。

国土交通省

再申請【再申請する申請手続きを選ぶ】

申請状況の一覧で「再申請」ボタンを押します。

所有者・機体・使用者情報の確認のページが開きます。

国土交通省

再申請【申請内容を確認・修正する】

所有者・機体・使用者情報の確認のページで、申請内容を確認します。

修正が必要な場合は所有者・機体・使用者情報の下にある修正ボタンを押して、修正用のフォームを開きます。

各フォームで修正を加えたら、フォームの下部にある「訂正完了」ボタンを押します。

所有者・機体・使用者情報の確認のページに戻ります。

国土交通省

再申請【再申請する】

所有者・機体・使用者情報の確認ページで「再申請」のボタンを押します。

所有者として登録する方のメールアドレスへ到達確認メールが送られます。所有者はメールを確認して到達確認を行います。到達確認が完了すると手続き完了のページが開きます。

再申請【到達確認をする】

【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者　様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

国土交通省航空局　無人航空機登録制度担当

機体の所有者は到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

機体の所有者が到達確認を完了すると届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

手続きの状況は申請状況一覧のページで確認できます。

所有者情報の確認・変更

国土交通省

所有者情報の確認・変更

所有者情報を確認・変更します。

所有者情報の確認・変更の開始

↓

所有機体の一覧を開く
メインメニュー画面で「所有者情報の確認/変更」ボタンを選択します。

↓

所有者情報を確認する
所有機体の一覧及び詳細ページで情報を確認します。

↓

所有者情報を変更する機体を選択する
所有者情報を変更する機体を選択して変更の手続きに進みます。

↓

所有者情報を変更する
所有者情報を変更します。

↓

変更内容を確認して変更届出をする
変更内容を確認して誤りが無ければ変更届出をします。

↓

到達確認をする
所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

↓

所有者情報の確認・変更の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

こちらの手続きでは手続きの途中で本人確認が必要です。本人確認の方法については本人確認の方法のマニュアルをご確認ください。

国土交通省

所有者情報の確認・変更に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
変更後の所有者の情報	• 氏名 • 住所 • 生年月日 • 電話番号 • メールアドレス	• 法人番号 • 企業・団体名 • 代表者氏名 • 本店又は主たる事務所の所在地 • 担当者氏名 • 担当者住所 • 担当者部署名 • 担当者電話番号 • メールアドレス
その他 ※本人確認の方法よって異なります。	• ドローン情報基盤システムのアカウント • マイナンバーカード • マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン • パスポート • 運転免許証 • その他本人確認書類	• ドローン情報基盤システムのアカウント • gBizIDプライム

所有者情報の確認・変更【所有機体の一覧を開く】

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「所有者情報の確認/変更」ボタンを選択します。

所有機体の一覧画面が開きます。

国土交通省

所有者情報の確認・変更【所有者情報を確認する】

所有機体が一覧で表示されます。

また、登録記号・型式・電話番号・メールアドレスによる機体の部分一致検索が可能です。

所有者に関する詳細情報を確認する場合は「詳細」ボタンを選択して、詳細画面を開きます。

所有者情報の確認は以上です。

引き続き、所有者情報を変更するには以降の手順に進んでください。

国土交通省

所有者情報の確認・変更【所有者情報を変更する機体を選択する】

所有機体の一覧で、所有者情報を変更したい機体にチェックを付けます。複数の機体を選択することができます。

機体を選択したら「所有者情報の変更」ボタンを押します。

所有者情報（電話番号・メールアドレスなど）が異なる機体を複数選択していた場合はダイアログが表示されます。ダイアログ表示された内容を確認し、「OK」「キャンセル」を押してください。

この機能は同一の所有者の機体において新旧の情報が混在するのを避けるための機能です。

選択した機体が一覧で表示されるので、確認のうえ「変更する所有者情報の入力」ボタンを押します。

所有者情報の変更フォームが開きます。

国土交通省

所有者情報の確認・変更【所有者情報を変更する】

所有者の氏名や住所など変更する場合（※）は本人確認が必要です。所有者情報の変更フォームで本人確認方法を選択し、本人確認を行ってください。（氏名又は住所以外を変更する場合は本人確認不要です）

本人確認の手順については本人確認の方法のマニュアルをご確認ください。

変更後の情報を入力します。変更後の情報の入力が終わったら「確認」ボタンを押します。

※　変更するうえで本人確認が必要となる項目

個人：氏名、住所、生年月日

法人：法人番号、企業・団体名、代表者氏名、本店又は主たる事務所の所在地

国土交通省

所有者情報の確認・変更【変更内容を確認して変更届出をする】

入力した情報を確認し、所有者情報変更の届出をします。修正が必要な場合は「戻る」ボタンを押すと入力ページに戻って修正が可能です。
同時に機体情報や使用者情報も変更する場合は「機体の修正」、「使用者の修正」ボタンを押すと修正フォームが開き、修正ができます。
入力した情報に問題がなければ「変更申請」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。
所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、すぐにメールを確認して到達確認の手順へ進みます。
※到達確認が完了するまで届出の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

所有者情報を変更する際にマイナンバーカードで本人確認を行った場合は認証のためにマイナンバーカードを読み取る必要があります。ダイアログが開きますのでダイアログの説明を確認のうえ「OK」ボタンを押します。

国土交通省

所有者情報の確認・変更【到達確認をする】

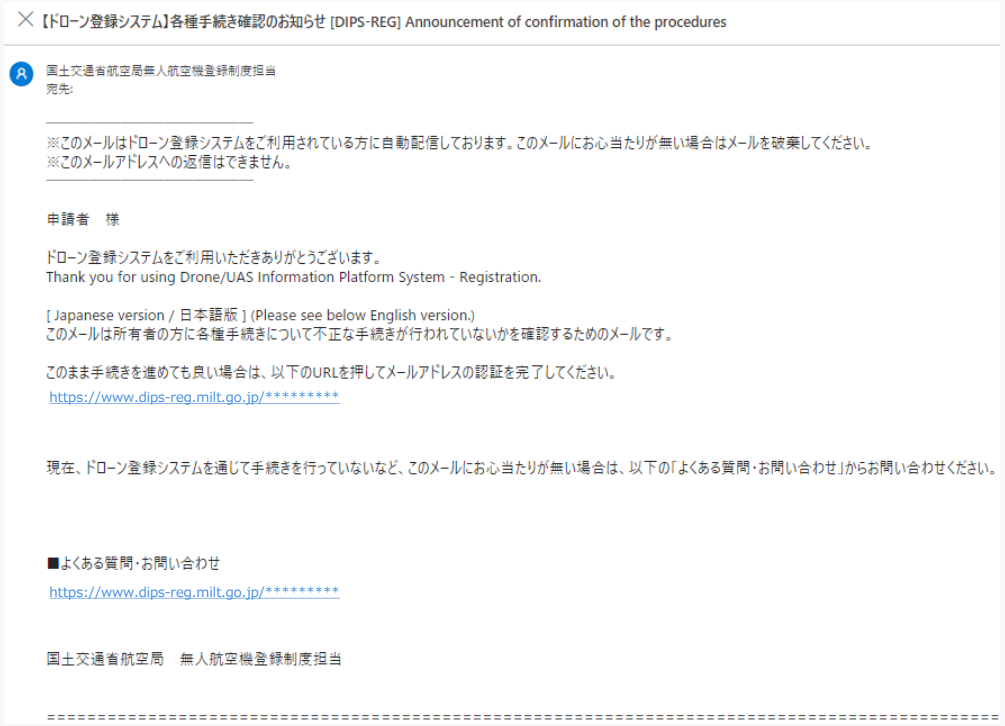

【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者　様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

国土交通省航空局　無人航空機登録制度担当

==========

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり届出の手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

マイナンバーカードで本人確認を行った場合はここで「署名用電子証明書の暗証番号（6桁～16桁）」と「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）」を入力します。

到達確認が完了すると届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

手続きの状況は申請状況一覧のページで確認できます。

機体と使用者情報の確認・変更

国土交通省

機体と使用者情報の確認・変更

機体と使用者の情報を確認・変更します。

機体情報の確認/変更の開始

↓

所有機体の一覧を開く
メインメニュー画面で「機体情報・使用者情報の確認/変更」ボタンを選択します。

↓

所有機体を確認する
所有機体の一覧及び詳細ページで情報を確認します。

↓

機体・使用者情報を変更する機体を選択する
機体・使用者情報を変更する機体を選択して変更の手続きに進みます。

↓

機体情報を変更する
機体やリモートID機器等の情報を変更します。

↓

使用者情報を変更する
使用者の情報を変更します。

↓

変更内容を確認して変更届出をする
変更内容を確認して誤りが無ければ変更届出をします。

↓

到達確認をする
所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

↓

機体情報の確認/変更の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

国土交通省

機体と使用者情報の確認・変更に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">個人</th><th colspan="2">法人</th></tr>
<tr><td>変更後の機体の情報</td><td colspan="4">・製造者名
・型式名
・機体の種類
・製造番号
・リモートID有無

【改造した機体や自作した機体の場合は下記の情報も必要です】
・機体重量
・最大離陸重量
・機体寸法
・改造の概要　※改造した機体の場合
・機体の画像（全体/上面、前面、側面、操縦装置）

【リモートIDが外付型の場合は下記の情報も必要です】
・リモートID機器製造者名
・リモートID機器形式
・リモートID機器製造番号</td></tr>
<tr><td>変更後の使用者の情報</td><td colspan="2">・氏名
・住所
・電話番号
・メールアドレス</td><td>・法人番号
・企業・団体名
・代表者氏名
・本店又は主たる事務所の所在地</td><td>・担当者氏名
・担当者住所
・担当者部署名
・担当者電話番号
・メールアドレス</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">・ドローン情報基盤システムのアカウント</td></tr>
</table>

機体と使用者情報の確認・変更【所有機体の一覧を開く】

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「機体情報・使用者情報の確認/変更」ボタンを選択します。

所有機体の一覧画面が開きます。

国土交通省

機体と使用者情報の確認・変更【所有機体を確認する】

所有機体が一覧で表示されます。

また、登録記号・製造者・型式・使用者氏名による機体の部分一致検索が可能です。

機体・使用者に関する詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを選択して、詳細画面を開きます。

機体・使用者情報の確認は以上です。

引き続き、機体情報を変更するには以降の手順を続けます。

国土交通省

機体と使用者情報の確認・変更【機体・使用者情報を変更する機体を選択する】

所有機体の一覧で、機体・使用者情報を変更したい機体にチェックを付けます。複数の機体を選択することができます。

機体を選択したら「機体・使用者情報の変更」ボタンを押します。

所有者情報（電話番号・メールアドレスなど）が異なる機体を複数選択していた場合はダイアログが表示されます。ダイアログ表示された内容を確認し、「OK」「キャンセル」を押してください。
この機能は同一の所有者の機体において新旧の情報が混在するのを避けるための機能です。

選択した機体が一覧で表示されるので、確認のうえ「変更する機体・使用者情報の入力」ボタンを押します。

機体・使用者情報の変更フォームが開きます。

国土交通省

機体と使用者情報の確認・変更【機体情報を変更する】

見出しを押すとフォームが開きます

機体情報に変更がある場合は「機体情報に変更はありますか？」の問いに対して「はい」を選択し、変更後の機体情報を入力します。

製造区分、製造者名、型式名、機体の種類、製造番号を変更することはできません。これらの変更が必要な場合は新しい機体として新規登録をしてください。

無人航空機の登録義務化に伴い、機体への物理的な登録記号の表示に加え、識別情報を電波で遠隔発信するリモートID機能を機体に備えなければなりません。
リモートID機器等を新たに搭載、変更した場合は、変更申請を行ってください。

複数の機体を選択した場合は使用者情報の確認・変更後に「他の機体・使用者情報を入力」ボタンを押して機体を切り替えてください。

選択した機体全ての確認・変更が完了したら「確認」ボタンを選択します。

確認画面が開きます。

国土交通省

機体と使用者情報の確認・変更【使用者情報を変更する】

所有者と使用者が同じである場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の問いに対して「はい」を選択してください。

所有者と使用者が別の場合は、変更後の使用者の情報を入力してください。

複数の機体を選択した場合は、機体情報の確認・変更後に「他の機体・使用者情報を入力」ボタンを選択して、機体を切り替えます。

選択した機体全ての確認・変更が完了したら「確認」ボタンを選択します。

確認画面が開きます。

国土交通省

機体と使用者情報の確認・変更【変更内容を確認して変更届出をする】

入力した情報を確認し、機体・使用者情報変更の届出をします。修正が必要な場合は「戻る」ボタンを押すと入力ページに戻って修正が可能です。同時に所有者情報を変更する場合は「所有者の修正」ボタンを押すと修正フォームが開き修正ができます。方法については所有者情報の確認・変更のマニュアルをご覧ください。
入力した情報に問題がなければ「変更申請」ボタンを押します。

機体と使用者情報の変更のために所有者情報が異ってなる機体を複数選択していた場合、選択した機体の中で所有者情報の最終更新日が最も新しい機体の所有者情報に統一される旨のダイアログが表示されます。改めて確認、変更が必要な場合は「キャンセル」ボタンを押してダイアログを閉じ、所有者情報の確認を行ってください。
届出内容に不備が無ければ、所有者として登録した方のメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されます。問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、すぐにメールを確認して到達確認の手順へ進みます。
所有者情報を変更する際にマイナンバーカードで本人確認を行った場合は認証のためにマイナンバーカードをもう一度読み取る必要があります。
ダイアログが開きますのでダイアログの説明を確認のうえ「OK」ボタンを押します。
※到達確認が完了するまで届出の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

国土交通省

機体と使用者情報の確認・変更【到達確認をする】

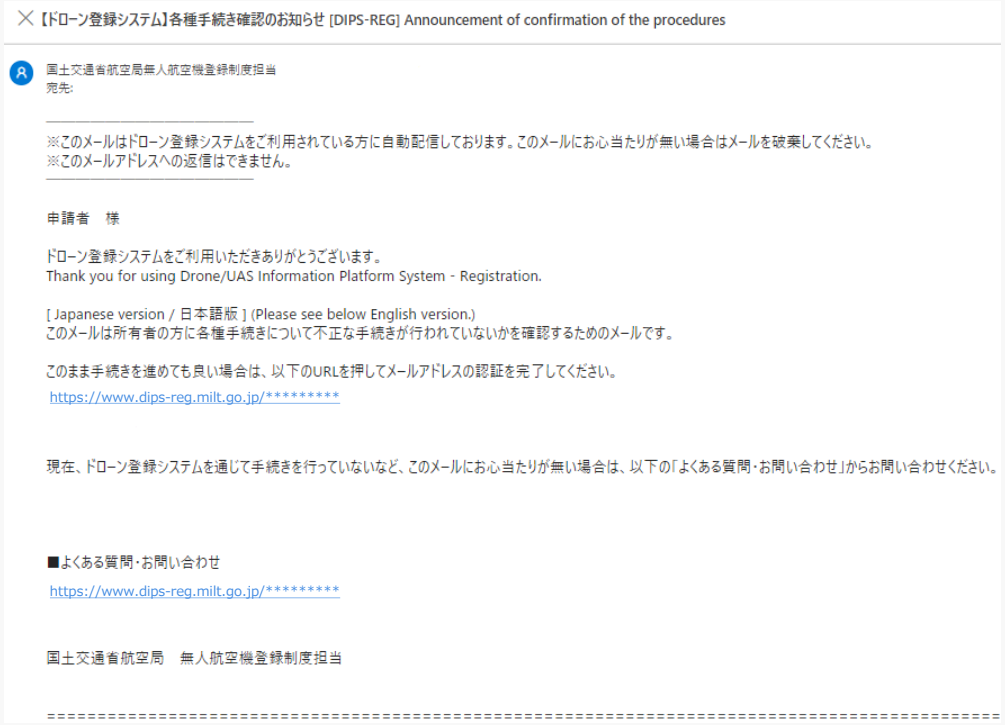

【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者　様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

国土交通省航空局　無人航空機登録制度担当

==========

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり届出の手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

マイナンバーカードで本人確認を行った場合はここで「署名用電子証明書の暗証番号（6桁～16桁）」と「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）」を入力します。

到達確認が完了すると届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

手続きの状況は申請状況一覧のページで確認できます。

有効期間の更新

国土交通省

有効期間の更新

登録記号発行済みの機体について、有効期間の更新を行います。

有効期間の更新の開始

所有機体の一覧を開く
メインメニューで「有効期間の更新」ボタンを選択します。

有効期間を更新する機体を選択する
所有機体の一覧で有効期間を更新する機体を選択します。

本人確認を行う
本人確認方法を選択し、本人確認を行います。

機体の所有者情報を入力する
機体の所有者情報を入力して確認画面へ進みます。

登録情報を確認して更新申請する
機体の所有者・機体・使用者情報を確認して更新申請を行います。

到達確認をする
所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

有効期間の更新の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

こちらの手続きでは手続きの途中で本人確認が必要です。また、手続きのための手数料が必要です。手数料は本人確認の方法により異なります。本人確認の方法及び手数料については本人確認の方法のマニュアルをご確認ください。

更新と合わせて所有者情報、機体情報、使用者情報の変更手続きをすることができます。

有効期間の更新に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
所有者の情報 ※変更がある場合	• 氏名 • 住所 • 生年月日 • 電話番号 • メールアドレス	• 法人番号 • 企業・団体名 • 代表者氏名 • 本店又は主たる事務所の所在地 • 担当者氏名 • 担当者住所 • 担当者部署名 • 担当者電話番号 • メールアドレス
機体の情報 ※変更がある場合	• 製造者名 • 型式名 • 機体の種類 • 製造番号 • リモートID有無 【改造した機体や自作した機体の場合は下記の情報も必要です】 • 機体重量 • 最大離陸重量 • 機体寸法 • 改造の概要　※改造した機体の場合 • 機体の画像（全体/上面、前面、側面、操縦装置） 【リモートIDが外付型の場合は下記の情報も必要です】 • リモートID機器製造者名 • リモートID機器形式 • リモートID機器製造番号	
使用者の情報 ※変更がある場合	• 氏名 • 住所 • 電話番号 • メールアドレス	• 法人番号 • 企業・団体名 • 代表者氏名 • 本店又は主たる事務所の所在地 • 担当者氏名 • 担当者住所 • 担当者部署名 • 担当者電話番号 • メールアドレス
その他 ※本人確認の方法によって異なります。	• ドローン情報基盤システムのアカウント • マイナンバーカード • マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン • パスポート • 運転免許証 • その他本人確認書類	• ドローン情報基盤システムのアカウント • gBizIDプライム（メンバー）アカウント

国土交通省

有効期間の更新【所有機体の一覧を開く】

所有者本人が申請

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「有効期間の更新」ボタンを押します。

登録されている所有機体の一覧が表示されます。

また、登録記号・製造者・型式・使用者氏名による機体の部分一致検索が可能です。

国土交通省

有効期間の更新【有効期間を更新する機体を選択する】

登録されている所有機体の一覧の中から、有効期間を更新する機体を全て選択します。

所有機体の詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを押すと詳細ページが開きます。

更新する機体を全て選択したら「有効期間の更新」ボタンを押します。

選択した機体の確認ページが開きます。内容を確認して問題が無ければ「本人確認」ボタンを押します。

本人確認のページが開きます。

国土交通省

有効期間の更新【本人確認を行う】

本人確認方法を選択して本人確認を行います。

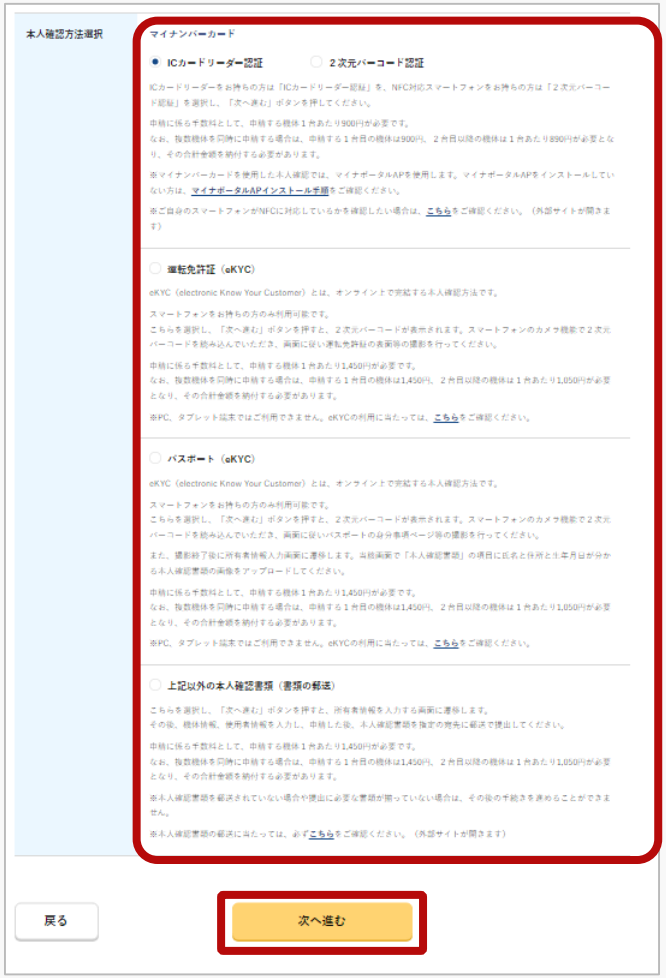

個人のアカウントの場合、「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「パスポート」、「書類の郵送」の、4種類の本人確認方法が利用できます。

それぞれの方法で利用条件、手順、申請に係る手数料が異なります。本人確認方法の詳細については本人確認の方法のマニュアル、又はページに記載の説明をご確認ください。

法人のアカウントの場合、gBizIDプライムによる本人確認のみご利用可能です。手順と申請に係る手数料については本人確認の方法のマニュアル、又はページに記載の説明をご確認ください。

本人確認方法を選択したら「次へ進む」ボタンを押してください。選択した本人確認方法に従って外部サイト又はアプリが開きます。外部サイト又はアプリの説明に従って本人確認をしてください。手順について本人確認の方法のマニュアルにも記載しています。

本人確認が完了すると、所有者情報を入力するページが開きます。

有効期間の更新【機体の所有者情報を入力する】

機体の所有者情報を入力します。

法人のアカウントで登録する場合は、法人番号や代表者氏名のほか、ドローン登録を担当する方の担当者名、担当者住所、担当者部署名、担当者電話番号、担当者メールアドレスが必要です。

入力が完了したら「確認画面へ」ボタンを選択します。

所有者・機体・使用者情報を確認するページが開きます。

国土交通省

有効期間の更新【登録情報を確認して更新申請する】

所有者・機体・使用者情報をそれぞれ確認します。修正・変更がある場合は、各項目の修正ボタン押して修正フォームを開き、修正・変更を行います。

無人航空機の登録義務化に伴い、機体への物理的な登録記号の表示に加え、識別情報を電波で遠隔発信するリモートID機能を機体に備えなければなりません。
リモートID機器等を新たに搭載、変更した場合は、変更申請を行ってください。

登録情報が正しければ「更新申請」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有者として登録した方のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、すぐにメールを確認して到達確認の手順へ進みます。
※到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

マイナンバーカードで本人確認を行った場合は認証のためにマイナンバーカードを読み取る必要があります。ダイアログが開きますのでダイアログの説明を確認のうえ「OK」ボタンを押します。

有効期間の更新【到達確認をする】

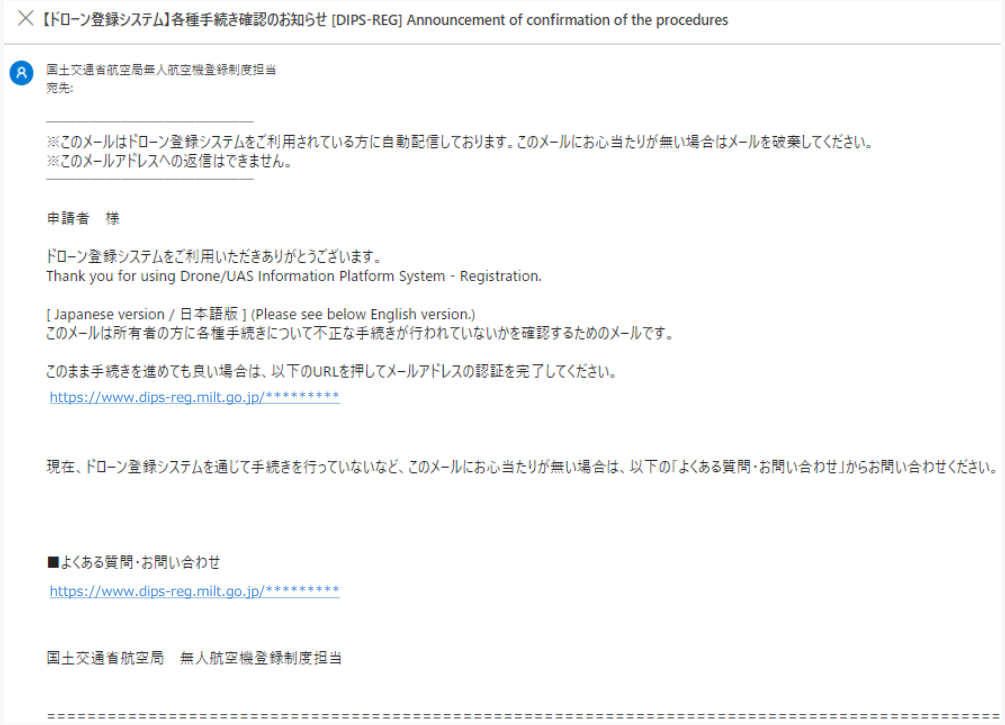

【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者　様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

国土交通省航空局　無人航空機登録制度担当

==========

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

マイナンバーカードで本人確認を行った場合はここで「署名用電子証明書の暗証番号（6桁～16桁）」と「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）」を入力します。

到達確認が完了すると申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、手数料納付番号と納付用URLがアカウントに登録されたメールアドレスに通知されます。
通知が届きましたら内容を確認し、手数料を納付してください。

申請内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

登録機体の削除

国土交通省

登録機体の削除

登録機体の削除の開始

所有機体の一覧を開く
メインメニューで「登録機体の削除」ボタンを選択します。

登録を削除（抹消）する機体を選択する
機体の一覧で登録を削除（抹消）する機体を選択します。

登録を削除（抹消）する理由を入力する
選択した機体ごとに削除（抹消）する理由を入力します。

内容を確認して登録を削除（抹消）する
申請内容を確認のうえ、登録の削除（抹消）を行います。

到達確認をする
所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

登録機体の削除の完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

登録記号発行済みの機体について、
登録の削除（抹消）を行います。

国土交通省

登録機体の削除に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
機体の情報	• 削除理由	
その他	• ドローン情報基盤システムのアカウント	

登録機体の削除【所有機体の一覧を開く】

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「登録機体の削除」ボタンを押します。

登録されている所有機体の一覧が表示されます。

また、登録記号・製造者・型式・使用者氏名による機体の部分一致検索が可能です。

国土交通省

登録機体の削除【登録を削除（抹消）する機体を選択する】

登録されている所有機体の一覧の中から、登録を削除（抹消）する機体を選択します。

所有機体の詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを押すと詳細ページが開きます。

削除（抹消）する機体を全て選択したら「登録の削除」ボタンを押します。

所有者情報が異なる機体を複数選択していた場合は一度の申請にて登録機体の削除はおこなえません。

選択した機体の確認ページが開きます。内容を確認して問題が無ければ「削除（抹消）理由の入力」ボタンを押します。

削除（抹消）する理由を入力するページが開きます。

国土交通省

登録機体の削除【登録を削除（抹消）する理由を入力する】

削除（抹消）する理由を入力するページで、登録を削除（抹消）する理由を入力します。

機体ごとに抹消理由を選択し、「その他」を選択した場合は「その他理由」欄に理由を記入します。

全ての機体について削除（抹消）する理由を入力したら「確認」ボタンを押します。

確認のページが開きます。

国土交通省

登録機体の削除【内容を確認して登録を削除（抹消）する】

登録を削除（抹消）する機体と理由を確認します。入力した内容に誤りがある場合は「訂正」ボタンを押して削除（抹消）する理由を入力するページに戻り、修正します。

削除（抹消）する機体に問題がなければ「削除（抹消）の申請」ボタンを押します。

確認のダイアログが表示されるので、再度確認のうえ問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

機体の所有者のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、所有者本人の申請の場合はすぐにメールを確認して到達確認の手順へ進みます。

※到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

国土交通省

登録機体の削除【到達確認をする】

【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者　様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

国土交通省航空局　無人航空機登録制度担当

==========

機体の所有者は到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

機体の所有者が到達確認を完了すると届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

手続きの状況は申請状況一覧のページで確認できます。

機体の削除（抹消）が完了すると申請者のアカウントに登録されているメールアドレスに完了のメール通知が送られます。

所有機体の譲渡

国土交通省

所有機体の譲渡

所有機体の譲渡の開始

所有機体の一覧を開く
メインメニューで「その他の手続き」メニューを開き「所有機体の譲渡」ボタンを選択します。

譲渡する機体を選択する
所有機体の一覧で譲渡する機体を選択します。

機体受取人の情報を入力する
機体受取人のログインID、氏名、メールアドレスを入力します。

機体受取人の情報を確認して申請する
入力内容を確認して移転申請を行います。

機体の受け取りに必要なパスワードを確認する
申請者のメールアドレスに譲渡用パスワードが通知されるので、確認します。

所有機体の譲渡の完了

譲渡用パスワードを機体受取人に伝え、受け取りの手続きを依頼します。

登録記号発行済みの機体を他の方に譲渡します。

譲渡する相手先（以下、機体受取人）の情報が必要になりますので、お手元にご用意ください。

所有機体の譲渡に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
機体受取人の情報	• ドローン情報基盤システムのログインID • 氏名 • メールアドレス	
その他	• ドローン情報基盤システムのアカウント	

国土交通省

所有機体の譲渡【所有機体の一覧を開く】

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「その他の手続き」ボタン を押し、その他の手続きメニューにある「所有機体の譲渡」ボタンを押します。

登録されている所有機体の一覧が表示されます。

また、登録記号・製造者・型式による機体の部分一致検索が可能です。

国土交通省

所有機体の譲渡【譲渡する機体を選択する】

登録されている所有機体の一覧の中から、譲渡する機体を選択します。機体は一度の届出で1台しか選択できません。

所有機体の詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを押すと詳細ページが開きます。

譲渡する機体を選択したら「機体の譲渡」ボタンを押します。

選択した機体の確認ページが開きます。内容を確認して問題が無ければ「次へ進む」ボタンを押します。

機体受取人の情報を入力するページが開きます。

所有機体の譲渡【機体受取人の情報を入力する】

機体受取人のログインID、氏名、メールアドレスを入力します。

入力が完了したら「確認」ボタンを押します。

確認のページが開きます。

所有機体の譲渡【機体受取人の情報を確認して申請する】

機体受取人の情報を確認し「移転申請」ボタンを押します。

確認のダイアログが表示されるので、再度確認のうえ問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

所有機体の譲渡【機体の受け取りに必要なパスワードを確認する】

×【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

△△　△△様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] （Please see below English version.）
所有機体の譲渡用パスワードを発行いたしました。
機体を譲受ける方へ以下の所有機体の譲渡用パスワード、あなたのドローン登録システムのログインID及び氏名をお伝えください。
※機体を譲渡するためのパスワードですので、取扱いにはご注意ください。

譲渡する方が、所有機体の譲渡用パスワード、あなたのドローン登録システムのログインID及び氏名をドローン登録システムへ入力した上で、
機体の受取り手続きを行いましたら機体の譲渡が完了いたします。

なお、所有機体の譲渡手続きは本日から1か月以内に行ってください。
1か月を超過すると所有機体の譲渡用パスワードが無効となり、申請を受け付けることができません。

また、所有機体の譲渡手続きを取り消す場合、以下のURLから取消を行ってください。

■申請受付番号
　**********

■所有機体の譲渡用パスワード
　**********

■ログインURL
　https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

■よくある質問・お問い合わせ
　https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

国土交通省航空局　無人航空機登録制度担当

==========

譲渡された機体を受け取るための譲渡用パスワードが所有者のアカウントのメールアドレスに通知されます。パスワードを機体受取人に連絡してください。

譲渡された機体の受け取り

国土交通省

譲渡された機体の受け取り

譲渡された機体を受け取ります。

機体の受け取りの開始

機体を受け取るためのパスワードを入力する
その他の手続きメニューから機体受け取りのページを開き、ログインID、氏名、譲渡用パスワードで認証します。

譲渡された機体を確認する
譲渡された機体の情報を確認し、受け取りの手続きに進みます

本人確認を行う
本人確認方法を選択し、本人確認を行います。

機体の所有者情報を入力する
機体の所有者情報を入力します。

機体の使用者情報を入力する
機体の使用者情報を入力します。

入力した情報を確認して受け取りの申請をする
機体の所有者・機体・使用者情報を確認して受け取りの申請を行います。

到達確認をする
所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

機体の受け取りの完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

この手続きは譲渡された本人が行う必要があります。ドローン登録システムへのログインが必要なため、アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。手続きには譲渡用パスワードが必要です。元の所有者に確認をしてください。

こちらの手続きでは手続きの途中で本人確認が必要です。本人確認の方法については本人確認の方法のマニュアルをご確認ください。機体受取人（新しい所有者）と使用者（実際に機体を飛行される方）の情報について入力が求められますので、こちらのマニュアルをご覧いただき、必要な情報を手元にご準備ください。

国土交通省

譲渡された機体の受け取りに必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
機体受取人（新しい所有者）の情報	• 氏名 • 住所 • 生年月日 • 電話番号 • メールアドレス	• 法人番号 • 企業・団体名 • 代表者氏名 • 本店又は主たる事務所の所在地 • 担当者氏名 • 担当者住所 • 担当者部署名 • 担当者電話番号 • メールアドレス
使用者の情報	• 氏名 • 住所 • 電話番号 • メールアドレス	• 法人番号 • 企業・団体名 • 代表者氏名 • 本店又は主たる事務所の所在地 • 担当者氏名 • 担当者住所 • 担当者部署名 • 担当者電話番号 • メールアドレス
その他 ※本人確認の方法によって異なります。	• ドローン情報基盤システムのアカウント • マイナンバーカード • マイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン • パスポート • 運転免許証 • その他本人確認書類	• ドローン情報基盤システムのアカウント • gBizIDプライム（メンバー）アカウント

国土交通省

譲渡された機体の受け取り【機体を受け取るためのパスワードを入力する】

「所有者本人が手続きする場合はこちら」の枠の中にある「その他の手続き」ボタン を選択します。
その他の手続きメニューが開くので、「機体の受取り」ボタンを押します。

パスワードを入力するページが開くので、機体を譲渡用パスワードを入力し「次へ進む」ボタンを押します。
ログインID、氏名、パスワードが合っていると、譲渡された機体を確認するページが開きます。

譲渡された機体の受け取り【譲渡された機体を確認する】

機体受取人（新しい所有者）と機体の情報を確認します。受け取る機体に誤りがある場合は、譲渡する方に確認をしてください。

受け取る機体に誤りがなければ「機体受取」ボタンを押します。

本人確認のページが開きます。

国土交通省

譲渡された機体の受け取り【本人確認を行う】

本人確認方法を選択して本人確認を行います。

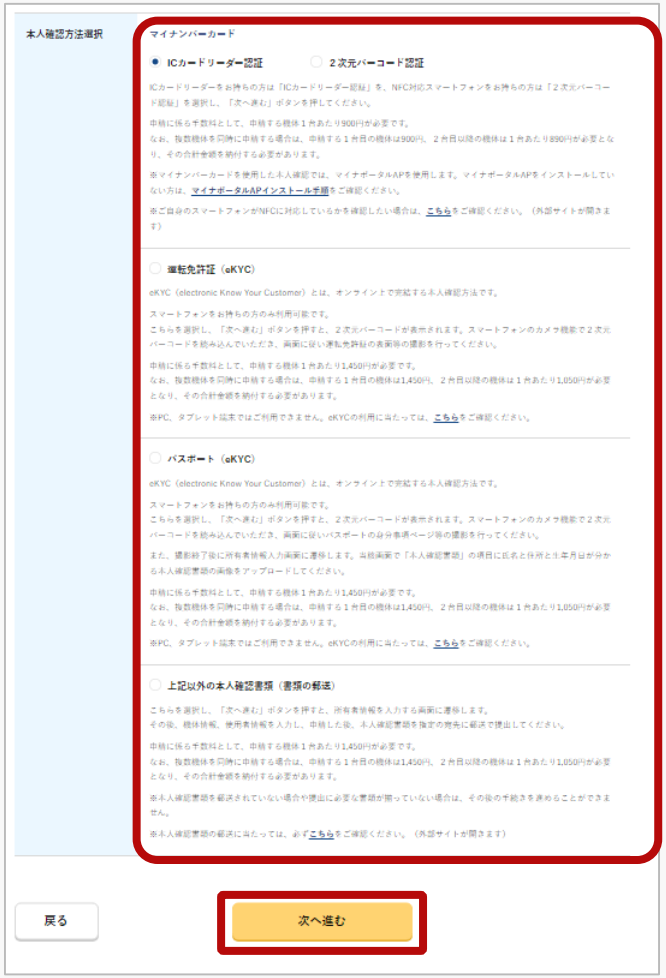

個人のアカウントの場合、「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「パスポート」、「書類の郵送」の、4種類の本人確認方法が利用できます。

法人のアカウントの場合、gBizIDプライムによる本人確認のみご利用可能です。

本人確認方法の詳細については本人確認の方法のマニュアル、又はページに記載の説明をご確認ください。譲渡された機体の受け取りには手数料はかかりません。

本人確認方法を選択したら「次へ進む」ボタンを押してください。選択した本人確認方法に従って外部サイト又はアプリが開きます。外部サイト又はアプリの説明に従って本人確認をしてください。手順について本人確認の方法のマニュアルにも記載しています。

本人確認が完了すると、所有者情報を入力するページが開きます。

国土交通省

譲渡された機体の受け取り【機体の所有者情報を入力する】

機体受取人（新しい所有者）の情報を入力します。

法人のアカウントで登録する場合は、法人番号や代表者氏名のほか、ドローン登録を担当する方の担当者名、担当者住所、担当者部署名、担当者電話番号、担当者メールアドレスが必要です。

パスポートによる本人確認を選択した場合は「本人確認書類」の項目に氏名と住所と生年月日が分かる本人確認書類の画像を本人確認書類２にアップロードしてください。

本人確認の方法として「上記以外の本人確認書類（書類の郵送）」を選択した場合は、本人確認書類の郵送が必要となります。

入力が完了したら「使用者情報の入力」ボタンを選択します。

使用者情報を入力するページが開きます。

譲渡された機体の受け取り【機体の使用者情報を入力する】

機体の使用者の情報を入力します。

機体の使用者が機体受取人と同じ場合は「所有者と使用者は、同一人物ですか？」の項目で「はい」を選択し、入力を省略できます。

入力が完了したら「入力した情報の確認」ボタンを押します。

所有者・機体・使用者情報を確認するページが開きます。

国土交通省

譲渡された機体の受け取り【入力した情報を確認して受け取りの申請をする 】

所有者・機体・使用者情報をそれぞれ確認します。所有者と使用者の情報に修正がある場合は各修正ボタンを押してフォームを開き、訂正します。受け取りの届出では機体の情報を修正することはできません。

情報が正しければ「受取申請」ボタンを押します。

機体受取人（新しい所有者）のメールアドレスに確認用メールが送信される旨のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

譲渡された機体の受け取り【到達確認をする】

【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

申請者　様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

国土交通省航空局　無人航空機登録制度担当

==========

機体受取人（新しい所有者）のメールアドレスに到達確認のメールが送付されますので、すぐにメールを確認して到達確認の手順へ進みます。
※到達確認が完了するまで届出の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。

到達確認のメールを開きメールの宛先を確認します。宛先が所有者本人であり届出の手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押してメールアドレスの認証を完了させます。

マイナンバーカードで本人確認を行った場合は到達確認完了後、「署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁）」と「利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）」を入力します。

到達確認が完了すると届出内容の確認が行われます。届出内容に不備がある場合はアカウントに登録されているメールアドレスに通知させて頂くことがあります。

代理人への
新規登録の依頼

代理人への新規登録の依頼

代理人への新規登録の依頼を開始

↓

代理人設定用のパスワードを発行する
その他の手続きメニューで「代理人への新規登録の依頼」ボタンを選択します。

↓

パスワードを確認して必要な情報と共に代理人へ伝える
申請者のメールアドレスに代理登録用パスワードが通知されるので、登録に必要な情報と共に代理人へ伝えます。

↓

代理人への新規登録の依頼完了

代理人が新規登録をされる場合も手続きの最後に機体の所有者による到達確認が必要になります。

機体の新規登録を代理人へ依頼します。

この手続きを行えるのは所有者本人のみです。

手続きが完了するとパスワードが通知されます。

代理人が機体の新規登録をするには、上記のパスワードに加え本人確認書類、委任状、機体の所有者に関する情報、機体に関する情報、機体の使用者に関する情報が必要です。

これらの情報を代理人へ申請を依頼する際に伝えください。

代理人への新規登録の依頼に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	• ドローン情報基盤システムのアカウント	

国土交通省

代理人への新規登録の依頼をする場合の留意事項

- 手続きを代理人へ依頼する際は委任状が必要です。委任状を作成して代理人へお渡しください。
- 本人確認が必要な手続きを代理人へ依頼する場合、本人確認の方法は本人確認書類の郵送のみとなります。詳しくは本人確認方法のマニュアルをご覧ください
- 代理人が手続をする際は、代理人とすぐに連絡が取れるようにしてください。手続きの最後に所有者確認のためのメールが所有者のメールアドレスに送信され、所有者はメールの到達確認を行う必要があります。
- 手続きを代理人へ依頼しているあいだ、依頼した機体の情報は閲覧不可となります。
- 手続きを代理人へ依頼すると、機体の各種手続きを行うための権限が全て代理人へ委譲されます。そのため信頼できる方に依頼をするようにしてください。
- 代理人への依頼は、機体の所有者が解除しない限り解除されません。

国土交通省

代理人への新規登録の依頼【代理人設定用のパスワードを発行する】

メインメニューで「所有者本人が手続きする場合はこちら」の見出しの中にある「その他の手続き」ボタンを押します。

その他の手続きメニューが開くので「代理人の設定/解除」の見出しの中にある「代理人への新規登録の依頼」ボタンを押します。

確認のダイアログが表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタンを押します。

代理人設定用パスワードが記載されたメールが申請者のアカウントのメールアドレスへ送信されます。

代理人への新規登録の依頼
【パスワードを確認して必要な情報と共に代理人へ伝える 】

【ドローン登録システム】代理人設定用パスワード発行のお知らせ [DIPS-REG] Notification of password issuance for agent setting

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

△△　△△ 様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] （Please see below English version.）
代理人設定用パスワードを発行いたしました。
代理人の方へ以下の代理人設定用パスワード、あなたのドローン登録システムのログインID及び氏名をお伝えください。
※代理人を設定するためのパスワードですので、取扱いにはご注意ください。

代理人の方が、代理人設定用パスワード、あなたのドローン登録システムのログインID及び氏名をドローン登録システムへ入力することで、機体の新規登録を開始することができます。

なお、代理人の設定手続きは本日から1か月以内に行ってください。
1か月を超過すると代理人設定用パスワードが無効となり、申請を受け付けることができません。

■代理人設定用パスワード
****

■ログインURL
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

国土交通省航空局　無人航空機登録制度担当

==========

メールを開き、宛先が合っていることを確認します。問題が無ければ通知されたパスワードと新規登録に必要な本人確認書類、委任状、所有者・機体・使用者の情報等、必要な情報を代理人へ伝えます。

代理人への
新規登録以外の手続きの依頼

国土交通省

代理人への新規登録以外の手続きの依頼

代理人への新規登録以外の手続きの依頼を開始

↓

所有機体の一覧を開く
その他の手続きメニューで「代理人への新規登録以外の手続き依頼」ボタンを選択します。

↓

代理人に手続きを依頼する機体を選択する
所有機体の中から代理人に手続きを依頼する機体を選択します。

↓

手続きを依頼するためのパスワードを発行する
申請者のメールアドレスに代理人設定用のパスワードが通知されます。

↓

パスワードを確認して必要な情報と共に代理人へ伝える
代理人設定用のパスワードと手続きに必要な情報を代理人に伝えます

↓

代理人への新規登録以外の手続きの依頼が完了

代理人に依頼する手続きによっては手続きの最後に機体の所有者による到達確認が必要になります。

機体の新規登録以外に関する手続きを代理人へ依頼します。

この手続きを行えるのは所有者本人のみです。

手続きが完了するとパスワードが通知されます。

代理人が手続を行うには、上記のパスワードに加え、手続きの内容に応じて本人確認書類、委任状、機体の所有者に関する情報、機体に関する情報、機体の使用者に関する情報などが必要です。

これらの情報を代理人へ申請を依頼する際に伝えください。

代理人への新規登録以外の手続きの依頼に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	• ドローン情報基盤システムのアカウント	

国土交通省

代理人への新規登録以外の手続きの依頼をする場合の留意事項

- 手続きを代理人へ依頼する際は委任状が必要です。委任状を作成して代理人へお渡しください。
- 本人確認が必要な手続きを代理人へ依頼する場合、本人確認の方法は本人確認書類の郵送のみとなります。詳しくは本人確認方法のマニュアルをご覧ください
- 代理人が手続をする際は、代理人とすぐに連絡が取れるようにしてください。手続きの最後に所有者確認のためのメールが所有者のメールアドレスに送信され、所有者はメールの到達確認を行う必要があります。
- 手続きを代理人へ依頼しているあいだ、依頼した機体の情報は閲覧不可となります。
- 手続きを代理人へ依頼すると、機体の各種手続きを行うための権限が全て代理人へ委譲されます。そのため信頼できる方に依頼をするようにしてください。
- 代理人への依頼は、機体の所有者が解除しない限り解除されません。

国土交通省

代理人への新規登録以外の手続きの依頼【所有機体の一覧を開く】

メインメニューで「所有者本人が手続きする場合はこちら」の見出しの中にある「その他の手続き」ボタンを押します。

その他の手続きメニューが開くので「代理人の設定/解除」の見出しの中にある「代理人への新規登録以外の手続き依頼」ボタンを押します。

登録されている所有機体の一覧が表示されます。

また、登録記号・製造者・型式による機体の部分一致検索が可能です。

代理人への新規登録以外の手続きの依頼
【代理人に手続きを依頼する機体を選択する】

登録されている所有機体の中から、代理人に手続きを依頼する機体を選択します。

所有機体の詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを押すと詳細ページが開きます。

機体を選択したら「代理人の依頼・解除」ボタンを押します。

確認のページが開きます。

代理人への新規登録以外の手続きの依頼
【手続きを依頼するためのパスワードを発行する】

代理人に手続きを依頼する機体を確認し、誤りが無ければ「パスワード発行」ボタンを押します。

手続き完了のページが開き、所有者のメールアドレスへ代理人が代理で手続きをする権限を得るためのパスワードが通知されます。

代理人への新規登録以外の手続きの依頼
【パスワードを確認して必要な情報と共に代理人へ伝える】

×【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

△△　△△様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] （Please see below English version.）
代理人設定用パスワードを発行いたしました。
代理人の方へ以下の代理人設定用パスワード、あなたのドローン登録システムのログインID及び氏名をお伝えください。
※代理人を設定するためのパスワードですので、取扱いにはご注意ください。

代理人の方が、代理人設定用パスワード、あなたのドローン登録システムのログインID及び氏名をドローン登録システムへ入力することで、所有者の変更手続き等を開始することができます。

なお、代理人の設定手続きは本日から1か月以内に行ってください。
1か月を超過すると代理人設定用パスワードが無効となり、申請を受け付けることができません。

代理人設定の手続きを取り消す場合、下記URLから取消を行ってください。

■申請受付番号
****
■代理人設定用パスワード
****
■ログインURL
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

国土交通省航空局　無人航空機登録制度担当

==========

メールを開き、代理人設定用パスワードを確認します。

代理人設定用パスワード、及び手続きの内容に応じて本人確認書類、委任状、機体の所有者に関する情報、機体に関する情報、機体の使用者に関する情報などを代理人へ伝えてください。

代理人への依頼の解除

国土交通省

代理人への依頼の解除

機体の所有者が代理人への各種手続きの依頼を解除します。

代理人への依頼の解除を開始

手続きを依頼中の機体の一覧を開く
その他の手続きメニューで「代理人への依頼解除のためのパスワード発行」ボタンを選択します。

依頼を解除する機体を選択する
代理申請の依頼を解除する機体を選択します。

解除用のパスワードを発行する
代理人依頼解除用パスワードを発行します。

パスワード認証画面を開く
その他の手続きメニューで「代理人への依頼の解除」ボタンを選択します。

解除用のパスワードを入力して認証する
代理人依頼解除用パスワードで認証をします。

代理人への依頼を解除する
依頼を解除する機体を確認して解除を行います。

到達確認をする
所有者として登録された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

代理人への依頼の解除が完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

手続きを行えるのは機体の所有者です。
依頼を解除する機体を選択して解除用のパスワードを発行し、発行されたパスワードを使って解除を実行します。

代理人への依頼の解除に必要なもの

手続きで必要なものは個人や法人、手続きの内容、本人確認の手段によって異なります。
ご確認のうえ手続きにお進みください。

	個人	法人
必要なもの	• ドローン情報基盤システムのアカウント	

国土交通省

代理人への依頼の解除【手続きを依頼中の機体の一覧を開く】

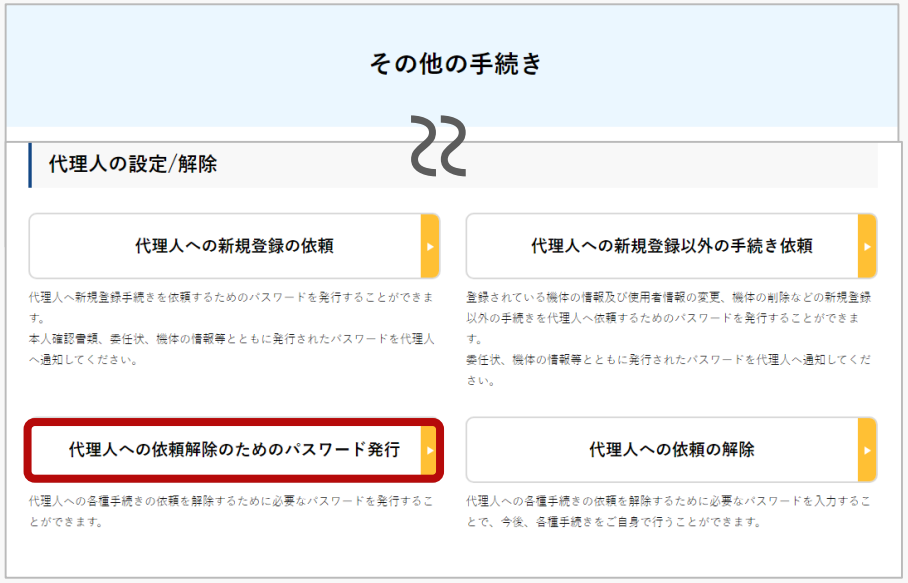

機体の所有者はメインメニューで「所有者本人が手続きする場合はこちら」の見出しの中にある「その他の手続き」ボタンを押します。

その他の手続きメニューが開くので「代理人の設定/解除」の見出しの中にある「代理人への依頼解除のためのパスワード発行」ボタンを押します。

代理人に代理申請を依頼中の機体の一覧が表示されます。

また、登録記号・製造者・型式による機体の部分一致検索が可能です。

国土交通省

代理人への依頼の解除【依頼を解除する機体を選択する】

代理申請を依頼中の機体の一覧の中から、代理人への依頼を解除する機体を選択します。

所有機体の詳細情報を確認したい場合は「詳細」ボタンを押すと詳細ページが開きます。

機体を選択したら「代理人の依頼・解除」ボタンを押します。

確認のページが開きます。

代理人への依頼の解除【解除用のパスワードを発行する】

代理人への依頼を解除する機体を確認し、誤りが無ければ「パスワード発行」ボタンを押します。

代理人への依頼を解除するために必要なパスワードが発行され、機体の所有者のメールアドレスへ通知されます。

パスワードを確認のうえ、解除の手続きへ進みます。

代理人への依頼の解除【パスワード認証画面を開く】

機体の所有者はメインメニューで「所有者本人が手続きする場合はこちら」の見出しの中にある「その他の手続き」ボタンを押します。

その他の手続きメニューが開くので「代理人の設定/解除」の見出しの中にある「代理人への依頼の解除」ボタンを押します。

パスワード認証をするためのページが開きます。

代理人への依頼の解除【解除用のパスワードを入力して認証する】

機体の所有者は、自身のメールアドレスに通知された解除用のパスワードを入力し「次へ進む」ボタンを押します。

パスワードが認証されると、依頼を解除する機体を確認するページが開きます。

代理人への依頼の解除【代理人への依頼を解除する】

代理人への依頼を解除する機体の所有者情報と機体情報を確認し、誤りがなければ「代理人設定・解除」ボタンを押します。

手続き完了の画面が開き、所有者のメールアドレスに到達確認のメールが送付されます。メールを開き、到達確認を行ってください。

代理人への依頼の解除【到達確認をする】

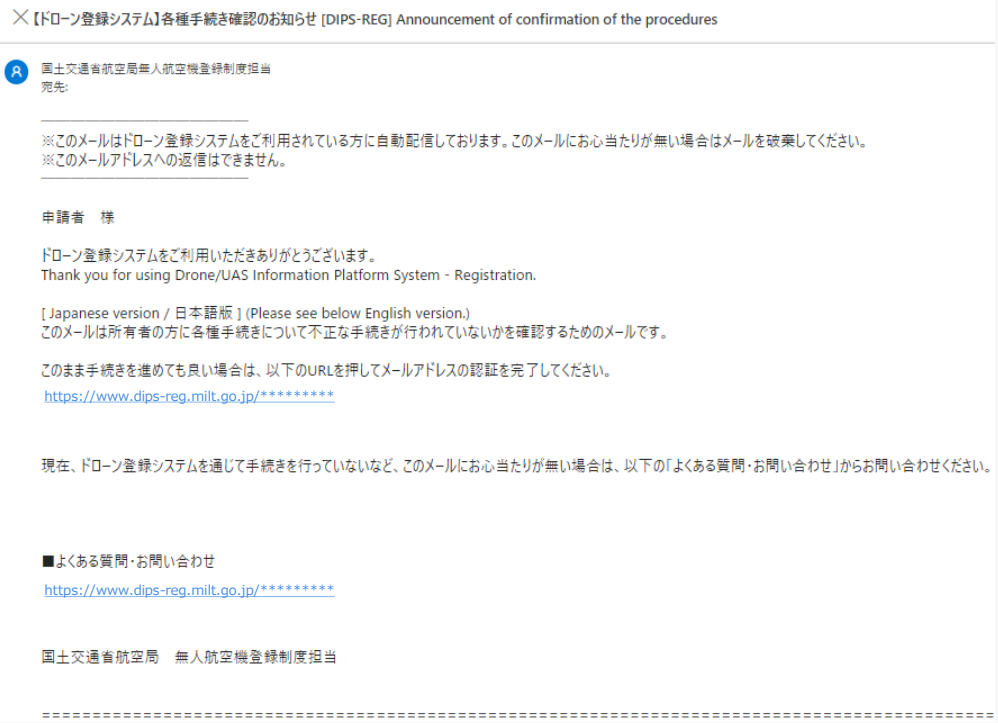

×【ドローン登録システム】各種手続き確認のお知らせ [DIPS-REG] Announcement of confirmation of the procedures

国土交通省航空局無人航空機登録制度担当
宛先:

_____

※このメールはドローン登録システムをご利用されている方に自動配信しております。このメールにお心当たりが無い場合はメールを破棄してください。
※このメールアドレスへの返信はできません。

_____

申請者　様

ドローン登録システムをご利用いただきありがとうございます。
Thank you for using Drone/UAS Information Platform System - Registration.

[Japanese version / 日本語版] (Please see below English version.)
このメールは所有者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。

このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

現在、ドローン登録システムを通じて手続きを行っていないなど、このメールにお心当たりが無い場合は、以下の「よくある質問・お問い合わせ」からお問い合わせください。

■よくある質問・お問い合わせ
https://www.dips-reg.milt.go.jp/*********

国土交通省航空局　無人航空機登録制度担当

==========

到達確認のメールを開き、宛先が合っていることを確認します。問題が無ければ到達確認用URLを押します。

到達確認が完了した後に依頼の解除が完了します。